

九州総合通信局

重点施策2024

～九州発！デジタルで生活を豊かに～



総務省 九州総合通信局
Kyushu Bureau of Telecommunications



【目次】

総務省九州総合通信局は、次の3つの項目を柱とする令和6年度重点施策をとりまとめました。これらの施策を総合的に推進し、九州を発信源としてデジタルの力により生活を豊かにし、地域の更なる発展に貢献してまいります。

I デジタルでつくる持続可能な地域社会の実現P1～P18

I-1 活力ある地域社会を目指すデジタル基盤整備の促進

- 1 地方公共団体等との連携の促進
- 2 光ファイバ・5G等のデジタル基盤整備の促進
- 3 電波の有効利用の促進

I-2 誰一人取り残さないデジタル技術の利活用の推進

- 1 地域課題を解決するためのデジタル基盤活用の推進
- 2 デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残さないための取組の推進
- 3 産学官との連携の推進
- 4 デジタル技術の海外展開の推進

II 安心・安全で信頼できるデジタル社会の確保P19～P32

- 1 情報リテラシーの推進
- 2 安心・安全なワイヤレス環境の確保
- 3 放送の良好な受信環境の確保
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進

III ICT活用による防災・減災対策の強化P33～P43

- 1 災害時における支援の強化
- 2 災害に強い放送インフラの強靱化
- 3 情報伝達手段の多様化・多重化・高度化

資料 特定信書便事業の概要P44

九州総合通信局の概要と主な相談窓口

I デジタルでつくる持続可能な地域社会の実現

デジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図る「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、デジタル基盤整備とデジタル利活用の両輪の推進により、持続可能な地域社会づくりを支援します。

I-1 活力ある地域社会を目指すデジタル基盤整備の促進

デジタル実装による地域課題の解決と九州における活力ある地域社会の実現に向け、光ファイバ、5G、データセンター、海底ケーブル等のデジタル基盤整備を促進します。

また、地域課題の解決に取り組む人材の育成、先進的かつ独創的な研究開発の推進、地域からのイノベーションの創出や地域における多様な電波利活用ニーズに応えます。

1 地方公共団体等との連携の促進

「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の目標を着実に推進していくため、地方公共団体が進めるデジタル社会実現に向けた計画と通信事業者等が取り組むインフラ整備計画との整合性を図りつつ、地方公共団体が抱える課題の解決やニーズに応じたインフラ整備について、「地域協議会」を通じて効率的・効果的に推進します。

2 光ファイバ・5G等のデジタル基盤整備の促進

農業、医療・介護、教育等の様々な分野でのIoTの利用が拡大する中、5GやIoT等の高度無線システムを活用するため、伝送路整備が進まない過疎地域や離島等の条件不利地域等において、地方公共団体や通信事業者による光ファイバの整備を支援します。

また、通信事業者やインフラシェアリング事業者等による5Gのサービスエリア拡大や高度化を積極的に支援します。

3 電波の有効利用の促進

電波の有効利用のための提案公募型研究開発、特定実験試験局等特例制度の周知・活用促進、セミナー等の開催を通じて、地域のニーズに応えた電波利用を推進します。

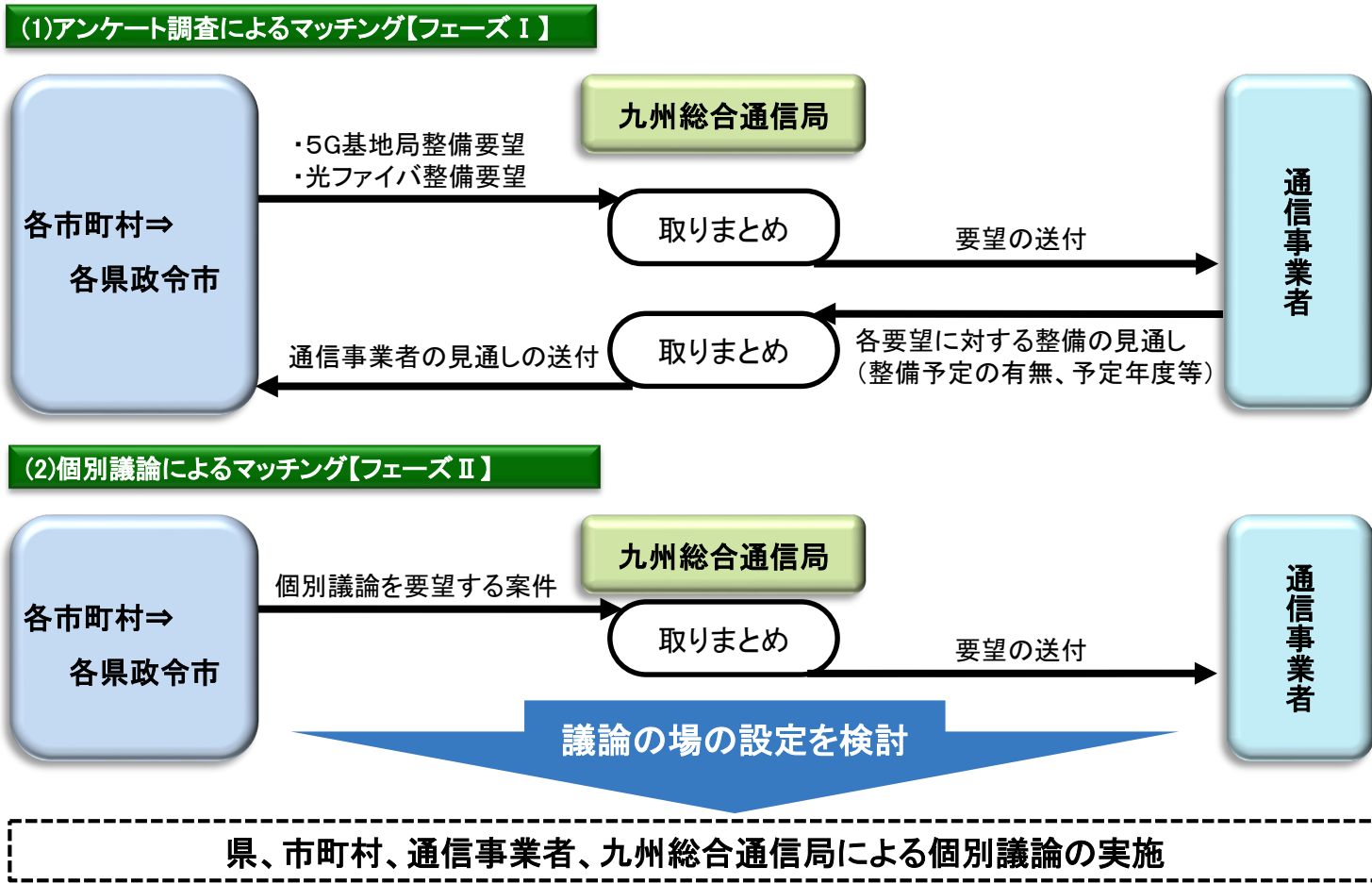
また、携帯電話の不感地域解消のため、観光地などの非居住地域への整備や5Gへの高度化を推進するとともに、トンネル内でも携帯電話が利用できるよう対策を支援します。

1 地方公共団体等との連携の促進
(1)地域協議会を通じた地方公共団体等との基盤整備の連携促進

デジタル田園都市国家インフラ整備計画の目標達成に向け、地域協議会において地方公共団体の要望やニーズを把握するとともに、通信事業者や社会実装関係者等の間で地域におけるインフラ整備とデジタル実装のマッチングを推進します。

【地域協議会を通じた取組】

○ 九州デジタル推進ワーキンググループ(座長:尾家祐二 九州工業大学名誉教授)のもとに地域協議会を設置(令和4年5月30日:事務局は(一社)九州テレコム振興センター)

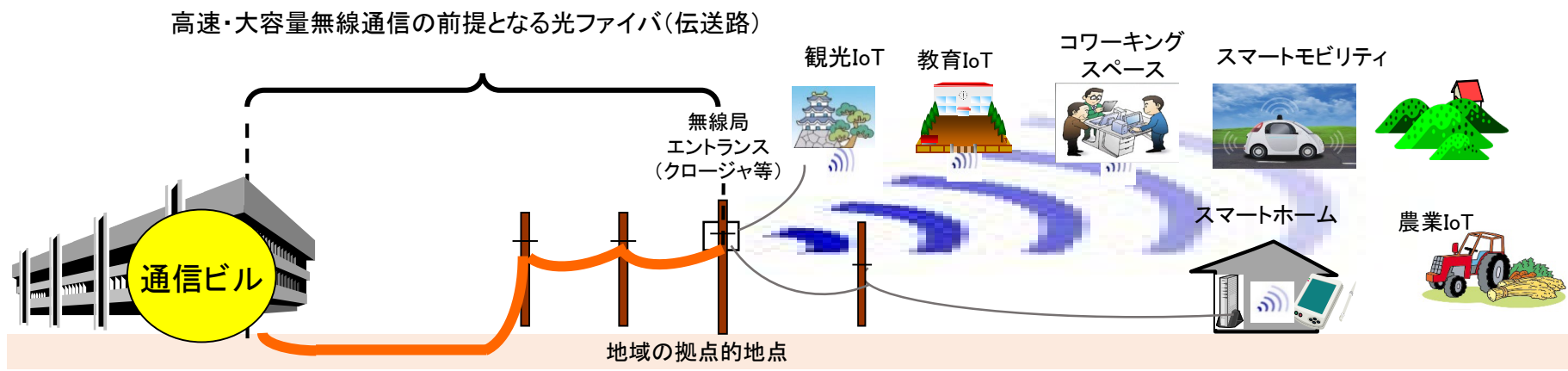


2 光ファイバ・5G等のデジタル基盤整備の促進

(1)条件不利地域における光ファイバの整備等の促進

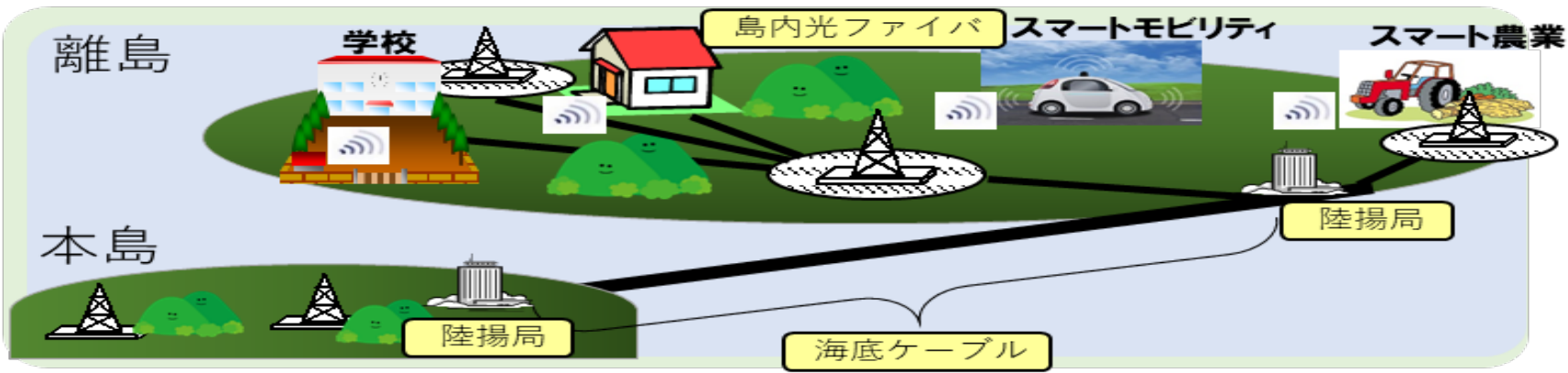
5GやIoT等の高度無線環境の実現に向けて、過疎地域や離島等の条件不利地域において、地方公共団体や電気通信事業者等による、伝送路設備等の整備を支援するほか、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費の一部を支援します。

【高度無線環境整備推進事業】



※新規整備に加え、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

【離島伝送用専用線維持管理事業】



2 光ファイバ・5G等のデジタル基盤整備の促進

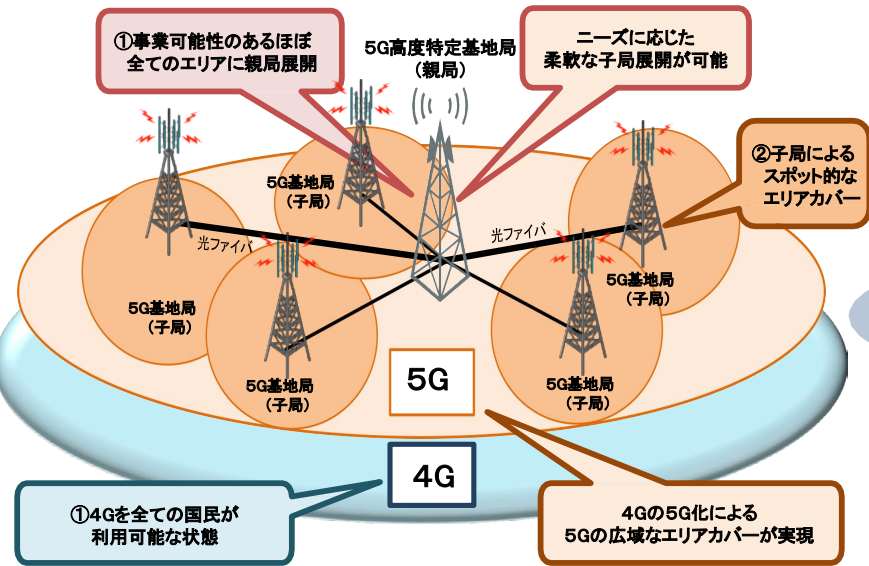
(2)5G、ローカル5Gの整備促進

通信事業者やインフラシェアリング事業者による5G基地局の整備や高度化を促進し、管内における5Gのサービスエリアを速やかに拡大するための支援を行います。

また、地域の企業や自治体等が個別のニーズに応じた地域の課題を解決するため、限られたエリアでのローカル5Gの整備計画に対し、円滑に導入できるよう支援します。

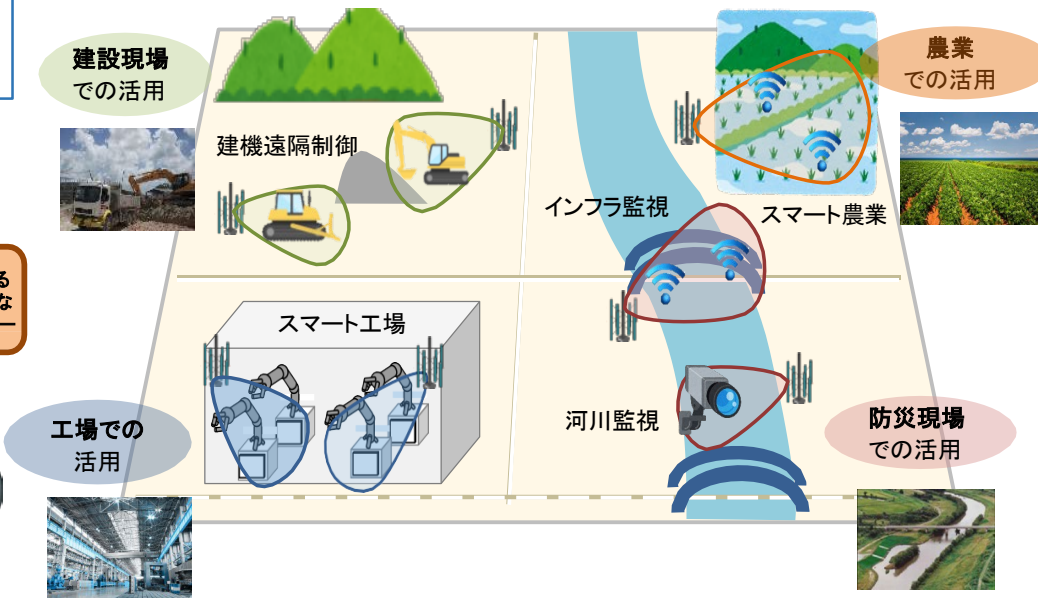
5G整備のイメージ

- 2段階戦略で、世界最高水準の5G環境の実現を目指す
- ① 5G基盤【4G、5G親局】を全国整備
 - ② 子局を地方展開し、エリアカバーを全国で拡大
- ※5G人口カバー率 全国95% (2023年度末)



ローカル5Gの活用例

建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用



3 電波の有効利用の促進

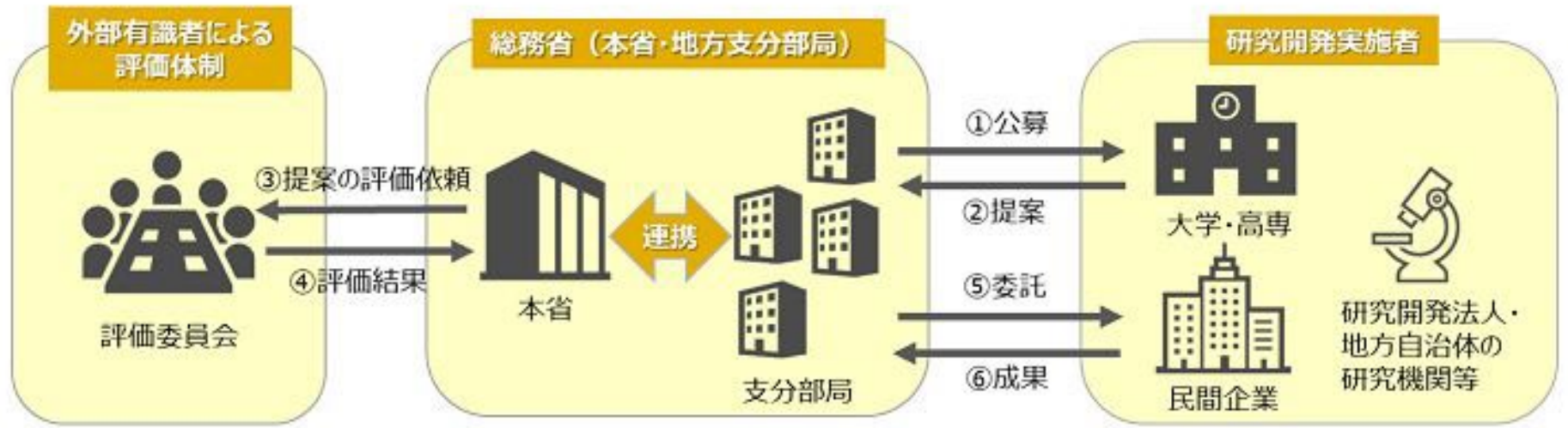
(1)持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業(FORWARD)の推進

持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業(FORWARD)において、大学・高専、民間企業等による競争的な研究環境を形成して、電波の有効利用に資する多様で独創的な研究開発課題やデジタルインフラ構築技術の研究開発を広く公募します。

本事業の公募対象

- 電波有効利用基盤技術部門
持続可能な電波の有効利用実現のため、電波の有効利用を促進する基盤技術の研究開発を行う課題を対象とします。
- デジタルインフラ構築部門
地域課題の解決や地域ニーズに対応するため、IoTやローカル5G等をはじめとするワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラを整備・運用する際に必要となる技術の研究開発を行う課題を対象とします。

本事業のスキーム



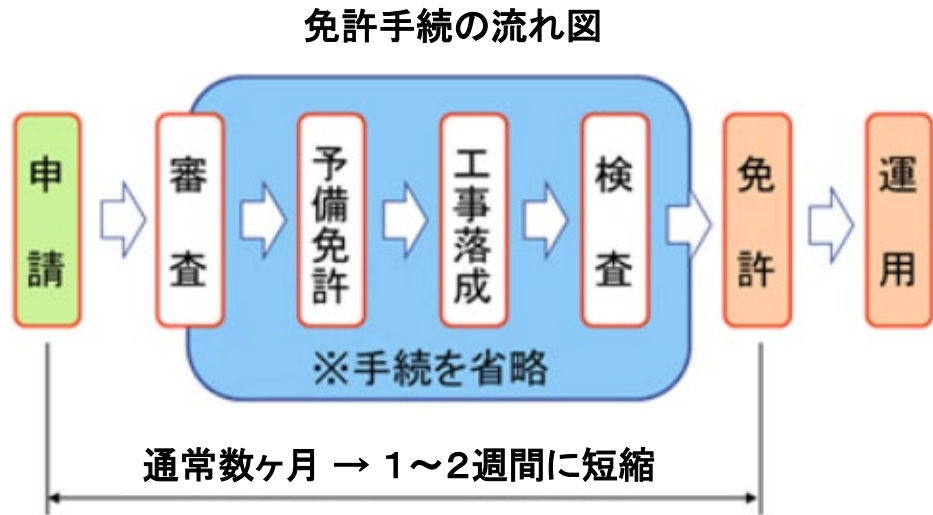
3 電波の有効利用の促進

(2)特定実験試験局制度等の利活用による地域の活性化

電波利活用の推進のため、「特定実験試験局制度」や「技適未取得機器を用いた実験等の特例制度」を広く周知・啓発するとともに、電波利活用の多様性に関するセミナーを開催するなど、地域のニーズに応えます。

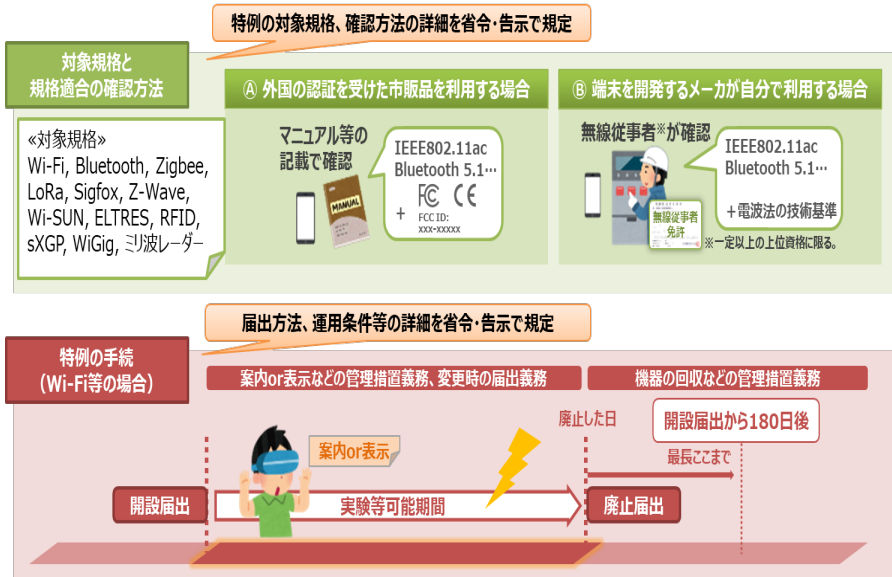
特定実験試験局制度

情報通信分野の急速な技術革新に対応する無線通信による実験の早期実施ニーズに応えるため、あらかじめ公示した周波数等の範囲内で一定の条件を満たしているときに、短期間で無線局（実験局）の免許が可能となるように免許手続を簡略化する制度です。



技適未取得機器を用いた実験等の特例制度

我が国の技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格）を満たす等の条件のもと、届出により、最長180日、技術基準適合証明（技適）等を取得しなくても、Wi-Fi・LTE等を用いた新サービスの実験等を可能とする特例制度です。



3 電波の有効利用の促進
(3)携帯電話等のモバイル通信インフラの整備支援

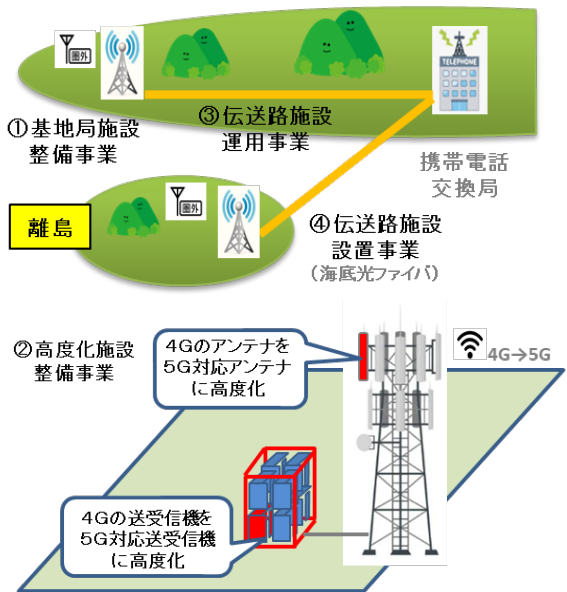
過疎地域や離島等の条件不利地域における携帯電話の不感地域の解消や5Gへの高度化を図るため、地方公共団体、通信事業者、インフラシェアリング事業者が行う5G基地局の整備や高度化を推進します。また、トンネル内でも携帯電話が利用できるための対策を支援します。

【携帯電話等エリア整備事業】

施策の概要

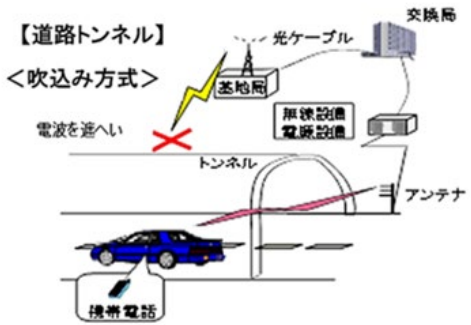
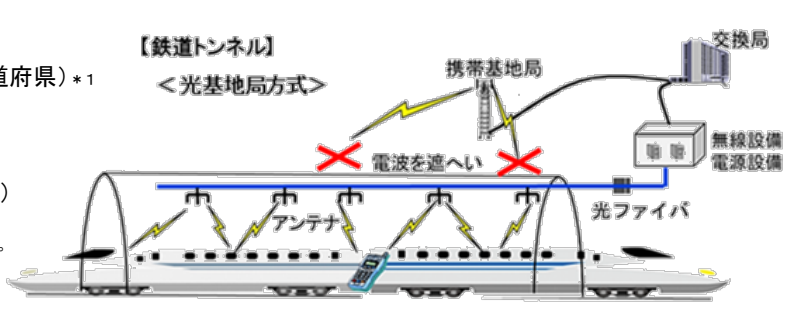
Table with 4 columns: 事業名, 事業内容, 事業主体, 補助率. It details four types of mobile communication infrastructure projects: 1. Base station construction, 2. High-altitude facility construction, 3. Transmission facility operation, and 4. Transmission facility installation. Each row specifies eligible entities and subsidy rates for various regions like national, prefectural, and municipal areas.

※1 本事業において、インフラシェアリング事業者等とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者（インフラシェアリング事業者）及び同インフラシェアリング事業者との連携主体（無線通信事業者を除く）を指す。
※2 不感地域の1社整備は1/3（令和6年度迄の期限措置）、離島地域の1社整備は3/5、複数社整備は3/4。
※3 地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担
事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等※4
【1社整備の場合】
【複数社共同整備等の場合】
※4：基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村
※5：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3



【電波遮へい対策事業】

- 事業主体：一般社団法人等、地方公共団体（都道府県）*1
- 対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル（高速、国直轄道、緊急輸送道路）
- 補助対象：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
- 補助率：1/3、1/2 等
- *1 一般社団法人等が実施する電波遮へい対策事業に参画する場合に限る。



I デジタルでつくる持続可能な地域社会の実現

I-2 誰一人取り残さないデジタル技術の利活用の推進

人口減少や少子高齢化等の深刻な社会課題をデジタルの力で解決するにあたっては、誰もがデジタルの恩恵を享受できるよう進めていくことが重要であるため、デジタル基盤活用の推進やデジタル人材の育成・確保、産学官との連携等により、誰一人取り残さないようにデジタル技術の利活用を推進します。

1 地域課題を解決するためのデジタル基盤活用の推進

デジタル技術は、人口減少、少子高齢化、産業の空洞化など地域が抱える様々な課題解決のための鍵となることから、ローカル5G等による地域デジタル基盤の整備や活用促進を図るとともに、スマートシティの推進やテレワークの普及を促進します。

2 デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残さないための取組の推進

デジタル変革を支援する専門家(地域情報化アドバイザー)の派遣、高齢者のデジタル活用支援や、明日の九州を担う管内のデジタル人材の発掘・支援に取り組みます。

3 産学官との連携の推進

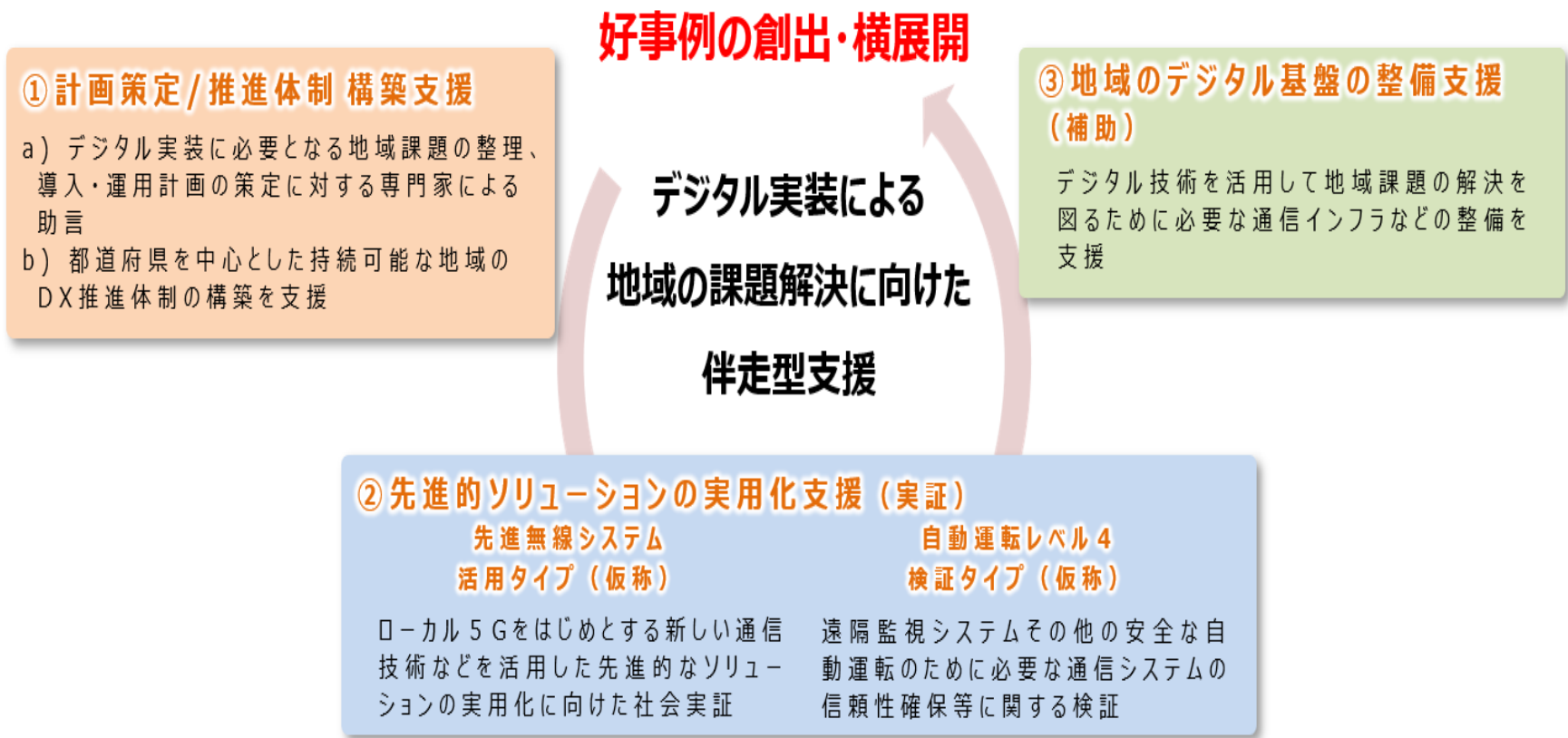
九州管内の企業、大学等の研究者を支援するとともに、企業、大学及び地方公共団体等と連携し、地域課題の解決や地域活性化のためのデジタル技術の実装に向けた取組を推進します。

4 デジタル技術の海外展開の推進

地域に根差したICT中小企業が、海外市場において挑戦・活躍する機会をすることで、日本の技術が社会課題の解決に貢献する可能性を高め、地方企業や地域経済の活性化に向けた取組を推進します。

1 地域課題を解決するためのデジタル基盤活用の推進
(1)地域課題の解決に向けた地域デジタル基盤活用推進事業等の推進

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた現状・課題を踏まえて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を加速させるため、①計画策定/推進体制構築支援、②先進的ソリューションの実用化支援(実証)、③地域のデジタル基盤の整備支援(補助)により総合的に支援します。

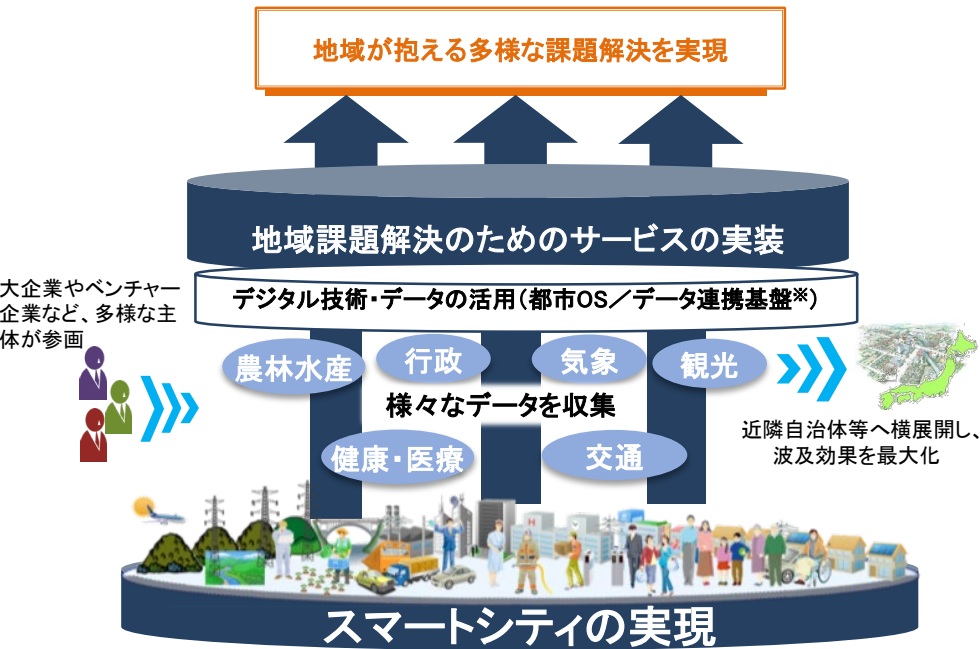


1 地域課題を解決するためのデジタル基盤活用の推進

(2)地域課題解決のためのスマートシティの推進

地域が抱える様々な課題をデジタル技術やデータの活用により解決することを目指し、都市OSを活用した多様なサービスが提供されるスマートシティを推進します。

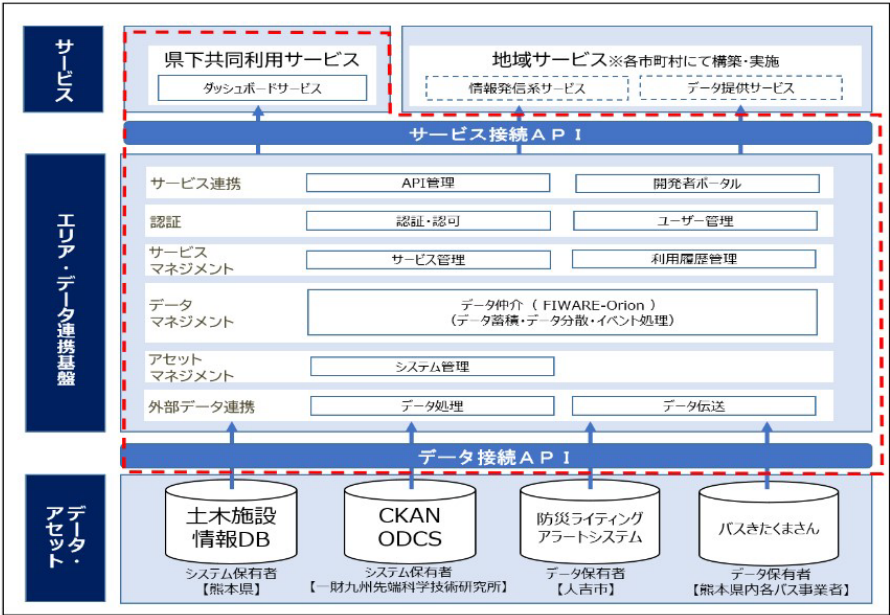
【地域課題解決のためのスマートシティ推進事業】



●公募する事業：地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市OS/データ連携基盤(※)の導入(整備・改修)や当該都市OSに接続するデジタル技術を活用したサービス・アセットの整備等を行う事業

●補助対象：地方公共団体等 ●補助率：1/2 ●開始年度：平成29年度

●主な補助要件：
・「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること
・上限無し・下限300万円、最低5年間継続、都市OS等はクラウド上で構築、実施計画・推進体制整備済みであること
・「スマートシティセキュリティガイドライン」遵守、他事業者・他自治体への拡張性など横展開に配慮 等



令和5年度 熊本県「くまもとDX推進データ連携基盤構築事業」
システム構成図
(赤枠内部分を構築)

※都市OS/データ連携基盤
都市に関わる様々なデータについて、センサー等の端末からアプリケーションまでデータを流通させる機能を持ったプラットフォーム

1 地域課題を解決するためのデジタル基盤活用の推進

(3)テレワークの普及展開の推進

場所や時間にとらわれない柔軟な働き方に資するために、テレワークの普及促進に向けた連携をテレワークセミナー等を通じて推進します。

【テレワーク普及展開推進事業】

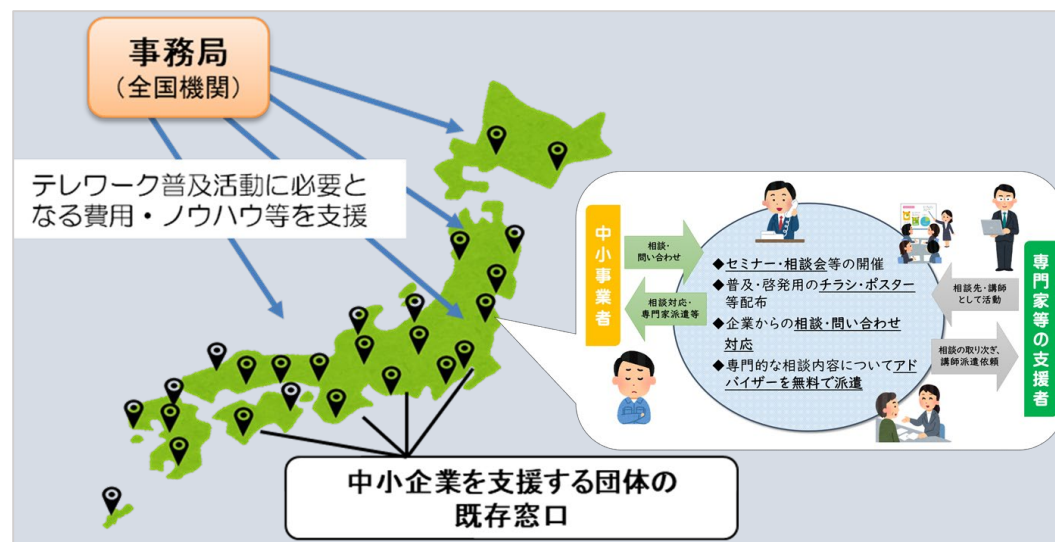
■施策の概要

① テレワーク・ワンストップ・サポート

- ・テレワークの導入や改善を検討している企業及び団体の希望に応じ、専門家(※)が無料コンサルティングを実施
※ テレワークに係るセキュリティ、ICTツール、労務管理の専門家(テレワークマネージャー)
- ・各地域にテレワークの一次相談窓口を整備

② テレワーク月間における普及啓発

- ・企業等にテレワークの実施を呼びかけるテレワーク月間(11月)を開催し、テレワークに関する普及啓発を行うほか、テレワークトップランナー総務大臣賞等の表彰イベントを開催



2 デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残さないための取組の推進

(1) 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

デジタル活用に不安のある高齢者等の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」等の開催に取り組みます。

【デジタル活用支援推進事業】

- 携帯電話ショップ等での講習会(全国展開型、地域連携型)に加え、令和4年度より、講師の派遣も実施
- 令和3～7年度の5年間の実施を想定し、5年度以降は携帯電話ショップがない市町村(全国759市町村(令和5年4月1日集計))などでの講習会を拡充

都市部を中心とした支援

令和3年度～ 全国展開型



- 携帯電話ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は携帯電話キャリアを想定

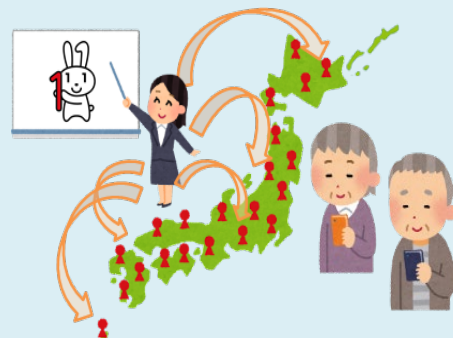
地域に根差した支援

令和3年度～ 地域連携型



- 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施
- 主体は地元ICT企業、社会福祉協議会等

令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は携帯電話キャリア等



デジタル活用支援ポータルサイト

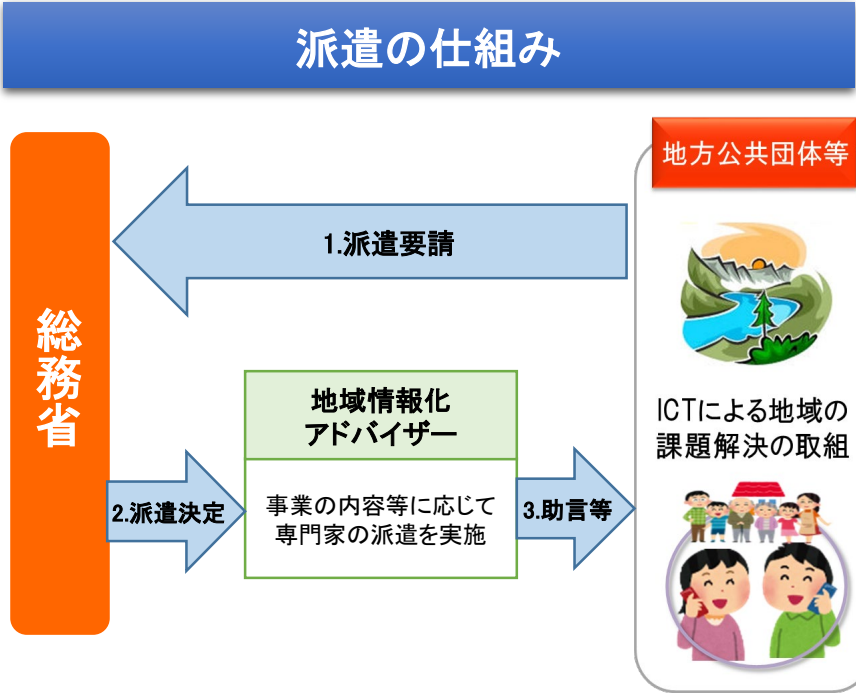
<https://www.digi-katsu.go.jp/>



2 デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残さないための取組の推進

(2)地域情報化アドバイザー派遣による地域の情報化の推進

地域が抱える様々な課題を解決するため、地方公共団体等のICTを活用した取組に対する人的支援を行います。そのため地方公共団体の要請に基づき、総務省から委嘱を受けた地域情報化アドバイザーを派遣し、助言・提言・情報提供等の活動を通じ、地域におけるICT利活用を促進して地域の中核を担う人材の育成を図ります。



地域情報化アドバイザーホームページ
<https://www.r-ict-advisor.jp/>



2 デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残さないための取組の推進
(3)デジタル人材の発掘・支援

地域発ICTスタートアップの創出による地域課題の解決や経済の活性化を目的に総務省及びNICTが実施する「全国アクセラレータ・プログラム」の成果発表機会となる「起業家甲子園・起業家万博」の九州地区大会の開催を支援し、起業を志す学生や有望な若手起業家の発掘に取り組みます。



九州・山口ベンチャーマーケット2023
《起業家万博》



StartupGo!Go! x 10th ThePitch
《起業家甲子園・起業家万博》



第9回崇城大学ビジネスプランコンテスト
《起業家甲子園》



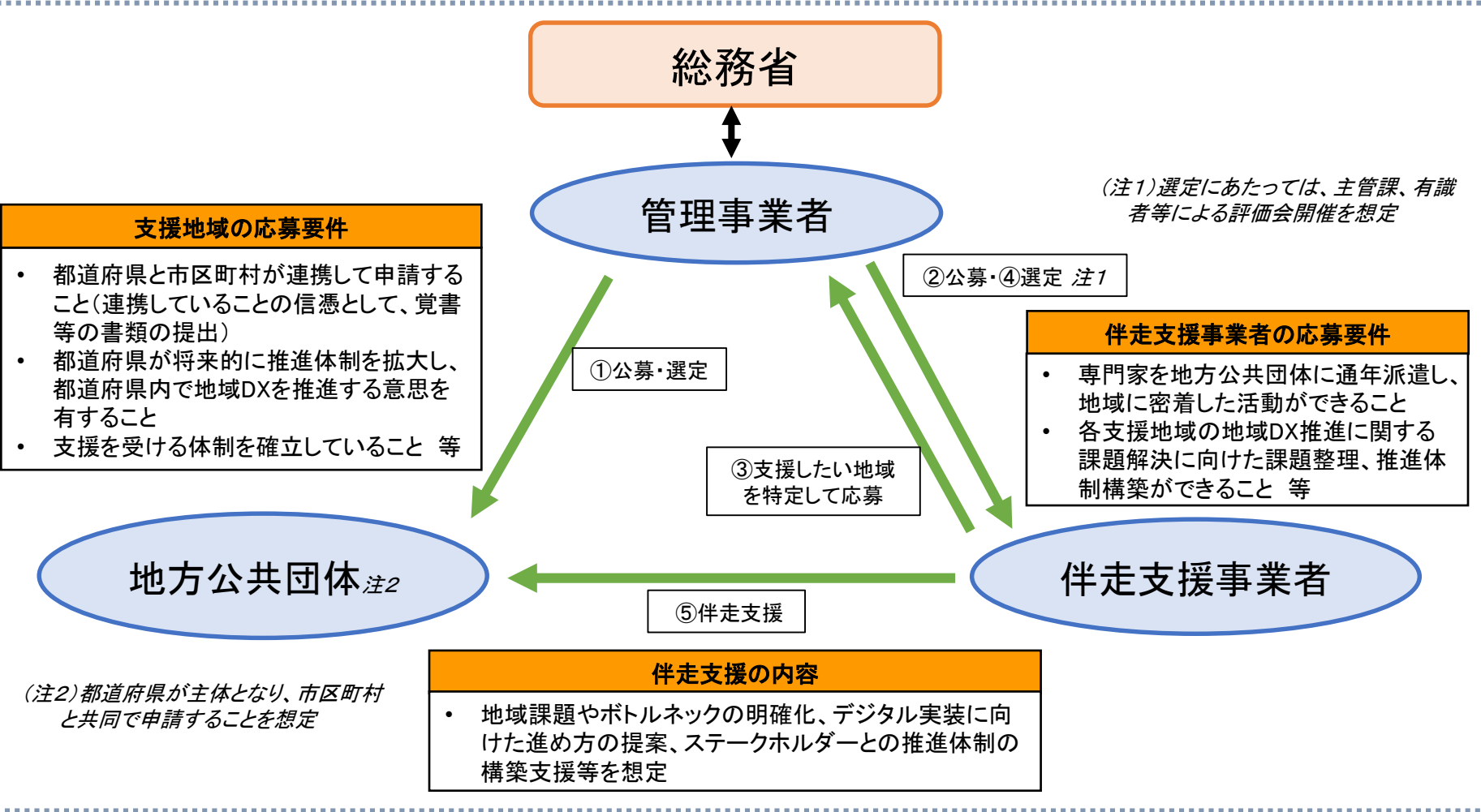
第23回九州・大学発ベンチャー・ビジネスプランコンテスト
《起業家甲子園》

【担当:情報通信連携推進課 096-326-7314】

3 産学官との連携の推進
(1)地域DXの推進

地方公共団体が取り組む地域課題の洗い出しや深掘り、整理、具体的な進め方、地域社会のDX推進体制の構築等について伴走支援するとともに、デジタル技術による解決策の実証・実装の取組を支援します。

また、デジタル技術を活用して地域社会の課題解決や発展に取り組む企業、大学及び地方公共団体等と連携し、普及促進等に官民一体となって取り組みます。

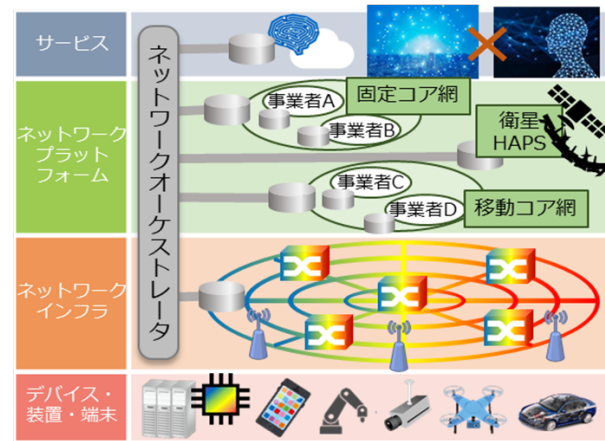


3 産学官との連携の推進
(2)Beyond 5G等ICT研究開発の支援

Beyond 5G(6G)の実現に向けて、総務省はNICTと連携し、「革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業」の各種プログラムを管内大学・企業等の研究者へ情報発信し、助言及び各種支援を行います。
また、「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」により、スタートアップ等による、ICTに関する研究開発に対して支援するとともに、官民が一体となり伴走支援を行うことで、スタートアップの創出・育成を行います。

【革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業】

(1) 目指すべきBeyond 5G (6G) ネットワークの姿



(2) 事業の概要

Beyond 5G (6G) の実現に求められる性能・技術の確立や社会動向・国内外の情勢を踏まえ、以下のプログラムに基づき、革新的な情報通信技術に係る研究開発を推進。

- ①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム
我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開に向け、一定期間内にTRL※1を一定の水準※2に到達させることを目指す研究開発
- ②要素技術・シーズ創出型プログラム
プロジェクトの開始時点でTRL1～3に該当する技術であって、社会実装まで一定の期間を要し、中長期的視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発
- ③電波有効利用研究開発プログラム
電波法第103条の2第4項第3号に規定する電波の有効利用に資する技術の研究開発

※1 TRL: Technology Readiness Level (技術成熟度)
※2 4年以内にTRLが概ね6、5年以内にTRLが概ね7など

(3) 事業のスキーム



【スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業】

● 事業概要図 ●



● 支援の概要 ●

【フェーズ 1】	【フェーズ 2】
研究開発費の支援	
これから本格的に起業や事業化を目指す個人若しくはグループ又は起業して間もないスタートアップなどが行うICTの研究開発を支援。	事業の確立、拡大を目指し、技術の事業化、事業計画のブラッシュアップ等に取り組み個人、グループ又はスタートアップが行うICTの研究開発を支援。
開発支援金：最大300万円／年	開発支援金：最大2,000万円／年
伴走支援	
フェーズ 1、2 ともに、以下の伴走支援を行いスタートアップの立ち上げや成長を支援・促進。 ・ 専門家による起業、開発、実用化への助言 ・ 人材確保のサポート ・ ピッチ、マッチングイベントの開催 ・ 実用化に係る事務的な支援 (購買、物品管理、特許取得サポート等) ・ 開発、起業ノウハウに関する勉強会	

3 産学官との連携の推進
(3)地域コンテンツの情報発信力の強化

地域の魅力を海外に伝えるため、地方公共団体と放送事業者等が連携し、放送コンテンツを制作して海外の放送局等を通じて発信する取組を支援します。

【放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業】

地域コンテンツの情報発信力の維持・強化等

- 日本の魅力を伝える放送コンテンツの制作、海外への発信等に関する取組を支援



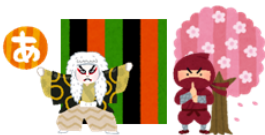
コンテンツによる地域活性化

- 日本の各地域（農産品・地場産品、文化等）に対する関心・需要の維持・喚起 等



イメージ向上（ソフトパワー強化）

- 日本文化・日本語の普及
- 国際的なイメージの向上 等

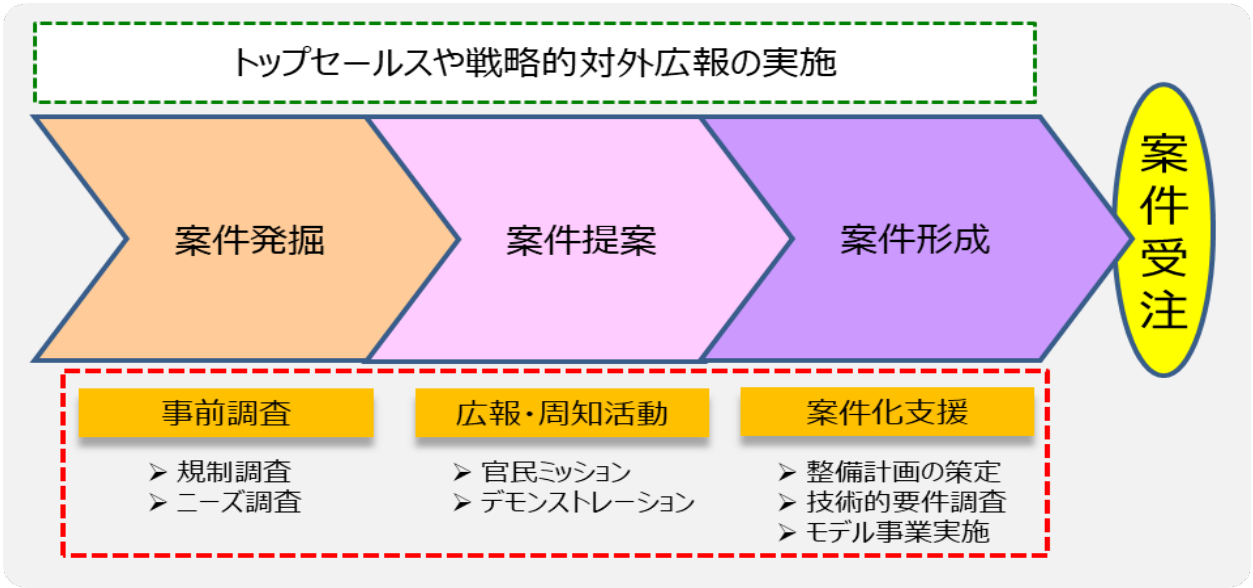


4 デジタル技術の海外展開の推進
(1)デジタル技術の海外展開を目指す地域のICT事業者等の発掘・支援

九州各県や商工団体等と連携してデジタル技術の海外展開を目指す地域のICT事業者等を発掘し、「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」により海外展開の支援を行うとともに、総務省が主導して設立された官民協力の枠組みである「デジタル海外展開プラットフォーム」におけるアドバイザー制度や株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等を活用して支援します。

【安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業】

海外展開フロー



令和5年度「ICT海外展開パッケージ支援事業の地方枠」における九州管内の採択事業者

事業者名	所在地	展開先エリア	デジタル技術の概要
株式会社エイビス	大分県大分市	東南アジア	みまもりシステム（高齢者モニタリング）
株式会社オーイーシー	大分県大分市	南西アジア	スマート農業
株式会社サークル・ワン	大分県別府市	東南アジア	防災・災害情報配信スマホアプリ
株式会社教育情報サービス	宮崎県宮崎市	アフリカ	Eラーニングシステム

Ⅱ 安心・安全で信頼できるデジタル社会の確保

ICTの利用環境における安心・安全の確保を図るため、関係団体と連携してサイバーセキュリティ対策や情報通信サービスにおける情報リテラシーの推進などの様々な課題に取り組みます。

また、デジタル社会の基盤を支える電波の安心・安全なワイヤレス環境の確保に向けた取組を推進します。

さらに、ニュースや生活情報、信頼できる災害情報を簡単に入手することのできるメディアであるテレビやラジオの放送の良好な受信環境の確保に努めるとともに、災害時に放送による災害情報が確実に提供されるよう、耐災害性の強化を図ります。

1 情報リテラシーの推進

インターネット、スマートフォン、SNSの普及など、情報通信サービスが多様化・高度化する中、青少年の情報リテラシー不足によるトラブルや、高齢者の契約を巡るトラブルなど様々な問題が発生しています。このため、電気通信事業者、自治体、消費生活センター、学校等の関係機関と連携して、誰もが安心・安全・快適に電気通信サービスやインターネットを利用できる環境を目指します。

2 安心・安全なワイヤレス環境の確保

重要無線通信への混信、妨害を迅速に排除するとともに、不法無線局の撲滅に向け、捜査機関との共同取締り、技術基準不適合設備の使用や流通の排除に取り組みます。特に、管内への国内外要人等の来訪、情報収集衛星(IGS)の打上げ時には、重要無線通信の確保に向け、電波監視体制を強化して取り組みます。

また、船舶航行の安全確保のための海上通信システムの普及に努めるとともに、電波の適正な利用や電波法令の遵守に関する周知・啓発を実施します。

3 放送の良好な受信環境の確保

様々な要因によりテレビやラジオの放送が受信できない場合に、個別の難視聴相談や放送事業者等が講じる根本的な対策について、放送事業者や関係団体と連携して取り組むことで良好な受信環境の確保に努めます。

また、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図る観点から、辺地共聴施設の光化等を支援します。

4 サイバーセキュリティ対策の推進

地域SECURITYの強化支援を通じてサイバーセキュリティを向上するため、関係機関と連携しつつ、各地域でのセミナーやサイバーインシデント演習を開催します。また、企業・地方公共団体等におけるサイバーセキュリティ人材育成の取組を推進します。

1 情報リテラシーの推進

(1)安心・安全な電気通信サービスの利用環境の確保

誰もが安心・安全に電気通信サービスを利用できるよう、九州電気通信消費者支援連絡会や電気通信事業者、消費生活センターと情報共有や連携強化に努めます。また、電気通信事業法等による消費者保護ルールの徹底を図ることにより電気通信サービス利用者を支援します。さらに、販売代理店を対象とした届出制度を通じて、業務の適正性の確保を図ります。

【九州電気通信消費者支援連絡会の開催】

消費生活センター、電気通信事業者及び当局が一堂に会し、電気通信サービスにおける消費者支援のあり方等について、年2回ハイブリッド開催により活発な意見交換を実施しています。

また、消費生活センター等への苦情相談にかかる実態把握、意見交換を目的に各県の消費生活センターを訪問しています。



《九州電気通信消費者支援連絡会の模様》

【苦情や相談への対応】

- ・相談件数については、令和4年度の電話受付は344件でした。
※令和3年度は604件（消費生活センターへの問合せ61件含む）
- ・相談内容については移動通信サービス及び光回線サービスの勧誘・契約・解約トラブルに関する苦情相談が多い状況です。



電気通信サービスQ&A(令和5年度版)

【販売代理店届出制度の導入】

- ・販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、令和元年10月から届出制度を導入しました。
- ・令和4年度末現在、九州管内の届出事業者数は16,033者です。

1 情報リテラシーの推進

(2)安心・安全な青少年インターネット利用環境の確保

青少年のインターネットに接する機会の増加に伴い、ネット依存、不適切な投稿とともにSNSを利用した犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。このため、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるよう「e-ネットキャラバン」の実施や県教育委員会等との連携強化を通じて、メディア情報リテラシーの啓発活動等を推進します。

【e-ネットキャラバンの推進】

総務省では、青少年のインターネットリテラシー向上の取組のひとつとして「e-ネットキャラバン」(安心・安全なICT(インターネット)の利活用を学ぶ無料啓発講座)を推進しています。子どもに迫るネット上の危険の実態や特徴等について、専門の講師が分かりやすく小中高生に説明します。

※講座のお申し込みは、e-ネットキャラバン公式ウェブサイトです。

<https://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

(一財)マルチメディア振興センター(e-ネットキャラバン事務局)

【e-ネットキャラバン パンフレット】

【地域における連携体制による啓発活動等】

＜春のあんしんネット・新学期一斉行動＞

各県、警察、学校、地域団体等と連携し、中学校の入学説明会等において保護者や生徒へインターネットリテラシーにかかる啓発活動を実施。令和4年度は26市16町5村の100ヶ所において実施しました。

＜中高校生ICTカンファレンス＞

令和5年度は「今、高校生が考えるデジタルシティズンシップとはーデジタルウェルビーイングな社会を目指してー」をテーマに各地域の実施団体と当局等の共催により、大分県、長崎県、福岡県の3県で開催しました。

【情報通信の安心安全な利用のための標語】

情報通信を安心・安全に利用するためのルールやマナー、情報セキュリティ等に関して、標語を募集しており、受賞作品を用いた啓発活動を行うことを通じ、初心者を含む情報通信利用者の意識向上を図ることを目的とし、平成20年度から実施しています。

令和5年度の受賞作品

- 九州総合通信局長賞 阿久根市立阿久根小学校(鹿児島県)
「語ろうか ネットの人より その場の人と」
- 参考: 令和4年度九州総合通信局長賞 福岡市立照葉中学校(福岡県)
「一度の投稿 一生消えない あなたのタトゥー」

2 安心・安全なワイヤレス環境の確保

(1)船舶の安全航行のための海上通信システムの普及

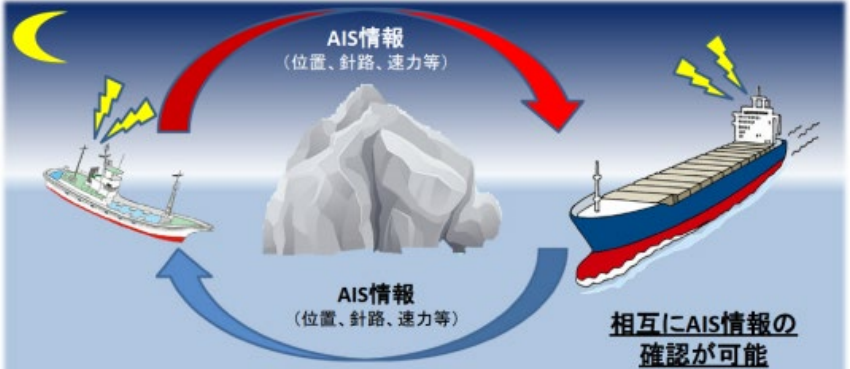
船舶の安心・安全な航行確保、海難事故防止のため、GMDSS(全世界的な海上遭難・安全システム)の近代化に対応するとともに、AIS(船舶自動識別装置)及びPLB(携帯用位置指示無線標識)、国際VHF(国際的な船舶共通システム)の普及を促進します。

AIS(船舶自動識別装置)

※AIS(Automatic Identification System)

AISとは？

AIS(Automatic Identification System:船舶自動識別装置)とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステムです。



AISのメリット

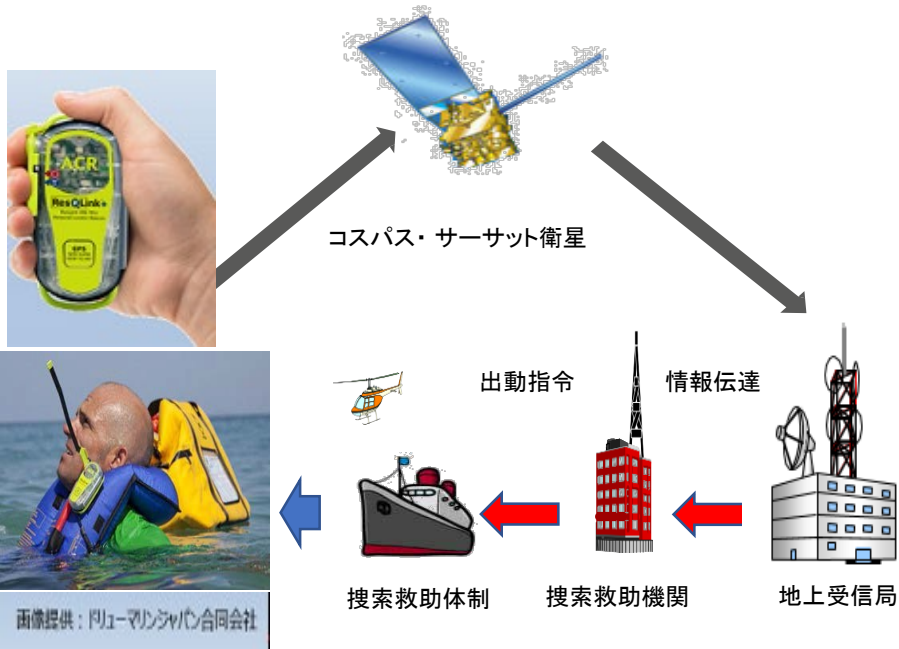
- ① 船舶間の衝突回避等のための通信が容易
- ② 他船の進路変更等をリアルタイムに把握可能
- ③ 悪天候でも周辺船舶の位置確認が可能

相互にAIS情報の確認が可能

PLB(携帯用位置指示無線標識)

※PLB(Personal Locator Beacon)

PLBとは、個人が海上で遭難した場合に携帯電話等が通じない洋上でも人工衛星を通じて捜索救助機関に救助を求めることができるシステムで、迅速な捜索救助活動が期待できます。



2 安心・安全なワイヤレス環境の確保

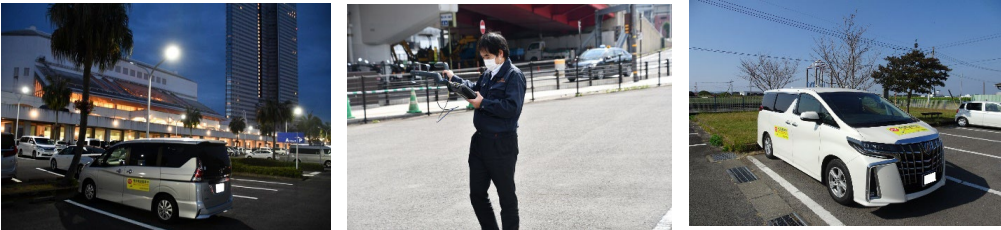
(2)重要無線通信妨害への迅速な対応

船舶、航空、消防、警察、防災行政、放送、携帯電話などの人命や財産の保護、治安の維持のための通信の確保は重要であり、それら重要無線通信に対する混信、妨害の迅速かつ的確な排除に向けて最優先で取り組みます。

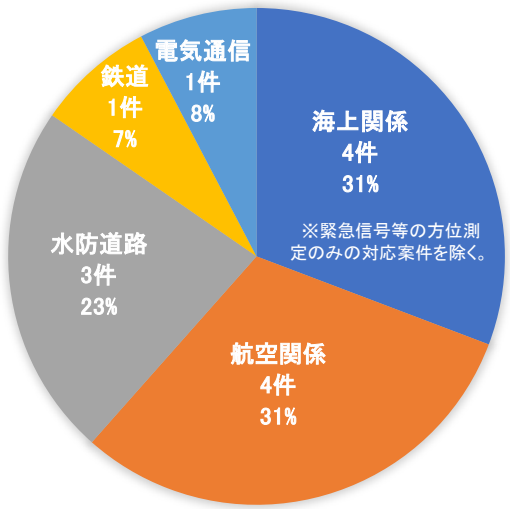
また、10月に佐賀県で開催される国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会における行幸啓、年内に予定されている情報収集衛星(IGS)の打上げにおいては、重要無線通信妨害に備え電波監視体制を強化(重要無線通信妨害対策実施本部を設置)し、発生した場合は迅速に排除します。



《防災行政無線に対する混信の排除》



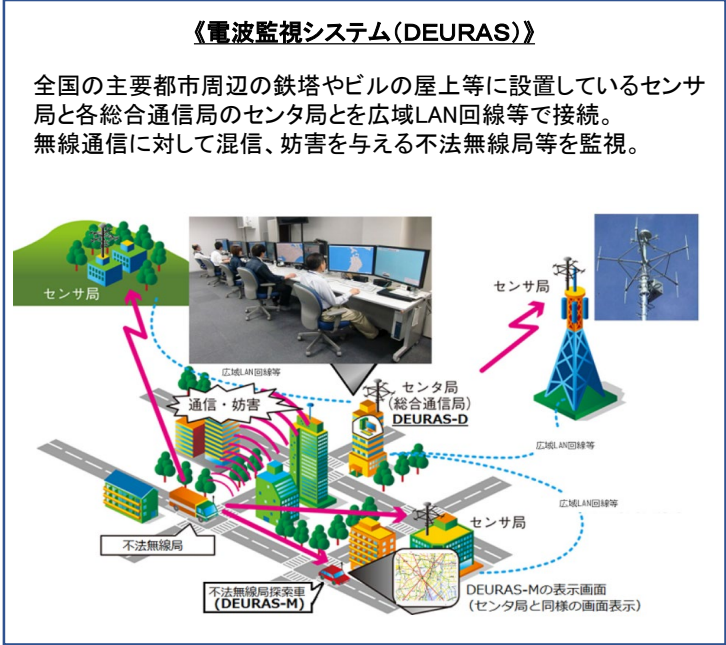
《重要無線通信妨害に備えた電波監視体制》



《令和5年度重要無線通信妨害対策件数》



《情報収集衛星打上げ特別監視》



2 安心・安全なワイヤレス環境の確保

(3)不法無線局の撲滅に向けた取組

不法無線局は、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害したりするなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命、財産に関わる重要な無線に混信や妨害を与える場合もあります。

また、外国規格の無線機や微弱無線機器の基準を逸脱する機器等が、通信販売やインターネット等で販売されるケースが増えています。電波法の技術基準に適合しないもの(技術基準不適合設備)である場合は、国内では使用できません。

これらの不法無線局の撲滅に向け、対策に取り組めます。

捜査機関との連携・協力

捜査機関(警察署や海上保安部(署))と連携・協力して、車両や船舶に設置された不法無線局に対する共同取締りを実施します。

さらに、捜査機関が独自に実施した取締りにおいて摘発した無線機器の鑑定を行うとともに、電波法令等の説明会実施を通じ、その活動を支援します。



固定運用の不法無線局の実例

車両設置の不法無線局の実例

《警察署との共同取締り》



《電波法令等の説明会》



《無線機器の鑑定作業》

技術基準不適合設備

外国規格の無線機(FRS・GMRS等)の使用リスクに対応するため、外国規格の無線機からの電波の発射状況について調査・探査を行うとともに、それらを使用しないよう注意喚起や指導等を行います。また、技術基準不適合設備の流通防止に向け、無線機販売店等におけるそれらの販売状況を調査し、使用を未然に防止するための周知・啓発を行うとともに、流通が確認された場合には、電波法の基準に適合するか否かの確認及び排除に向けた強い措置(要請、勧告、命令等)を行います。



トランシーバ



ワイヤレスマイク



ワイヤレスカメラ

《微弱無線機器の基準を逸脱する機器の実例》



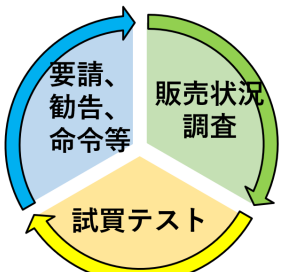
FRS

GMRS

FRS/GMRS共用

GMRS

《外国規格の無線機(イメージ)》



《基準不適合設備の流通対策》

2 安心・安全なワイヤレス環境の確保
(4)電波利用の正しい知識の普及とリテラシー向上

様々な分野で広く活用され、デジタル社会の基盤を支える電波を誰もが安心・安全に利用できる環境を維持するため、周知・啓発用のポスターの掲示、リーフレットの配布や電波適正利用推進員の活動等を通じ、広く周知・啓発を行うことで電波の適正な利用や電波利用のルール等についての正しい知識の普及に取り組みます。

また、医療機関における適切な電波利用や、電波の安全性についてのリテラシー向上に取り組みます。

電波の適正利用のための周知・啓発

電波法令を遵守し、電波を適正に利用するために、電波の利用には原則免許が必要なこと、技適マークを確認すること、国内で使用できない外国規格の無線機(FRS・GMRS等)を使用しないことなど、電波利用ルールの遵守について、ポスターの掲示やのぼり旗の設置、インターネット広告等により周知・啓発を行います。



電波利用ルールの遵守



外国規格の無線機の使用禁止

《ポスター》

電波適正利用推進員による周知・啓発

電波の知識を有する地域のボランティア「電波適正利用推進員」が、学校等での電波教室の開催や地域イベントでのリーフレットの配布などを通じて、電波利用ルール等の周知・啓発を行います。



熊本地方合同庁舎公開イベントでの周知・啓発活動



《のぼり旗》



工事現場での設置



中学校での電波教室
《電波適正利用推進員の活動》

医療機関における適切な電波利用の促進

電波利用が進む医療現場において、安心・安全に電波を利用できるように、「九州地域の医療機関における電波利用推進協議会」を設置し、医療関係者を主な対象者とした電波の適正利用に関する説明会を開催するほか、電波利用に係る課題を抱えている医療機関や学会の会合などに専門家を派遣して現場の課題を実践的に解決する「ハンズオン支援」を通じ、周知・啓発を行います。



説明会の模様



ハンズオン支援の模様



医療機関において安心・安全に
電波を利用するための手引き

https://www.emcc-info.net/medical_emc/info20210700.html

電波の安全性に関する周知・啓発

スマホや無線LANなど、身の回りで利用されている電波を安心して利用できるよう、それらによる人体への影響について、科学的知見をもとに、経済産業省と共催する「電磁波の健康影響に関する講演会」等により周知・啓発を行います。



電波の安全性に関する説明会
(宮崎市)



電波の安全性に
関するパンフレット

https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/pr/4000213_4728.htm

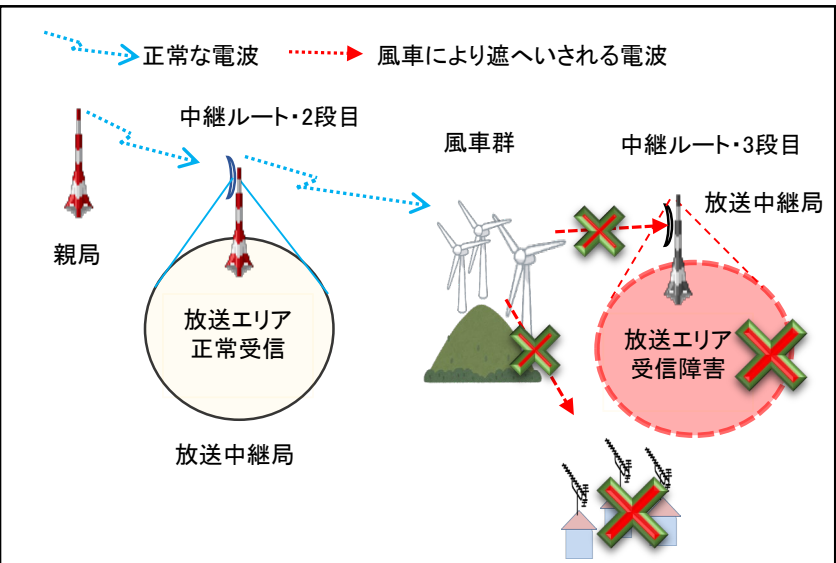
3 放送の良好な受信環境の確保

(1)風力発電施設や外国波等による受信障害への対応

風力発電施設の建設により、地上デジタル放送の放送中継局の間や放送中継局から各家庭までの間の電波（放送波）が遮断され、テレビの受信障害が発生するおそれがあるため、関係機関と連携し事前対応等に取り組みます。

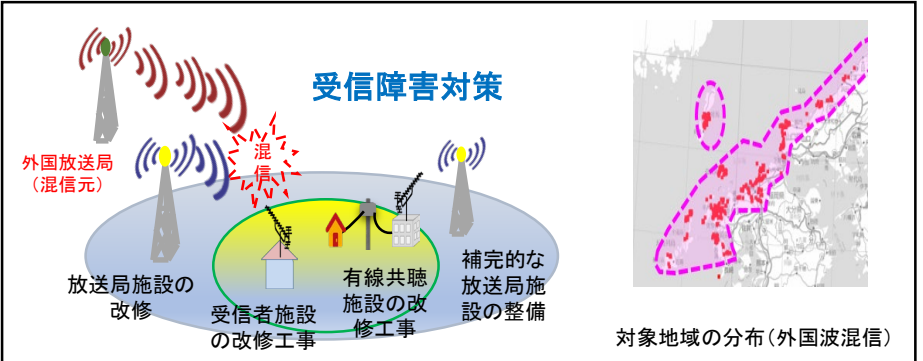
さらに、九州は外国波の影響を受けやすい地理的環境にあり、5月から9月頃まで季節的な電波の異常伝搬現象により外国波等混信が増加します。そのため、関係団体と連携し、「デジタル混信対策事業」によるチャンネル変更等の送信対策や高性能アンテナへの改修等の受信側対策の実施により受信障害の解消に取り組みます。

風力発電施設による受信障害

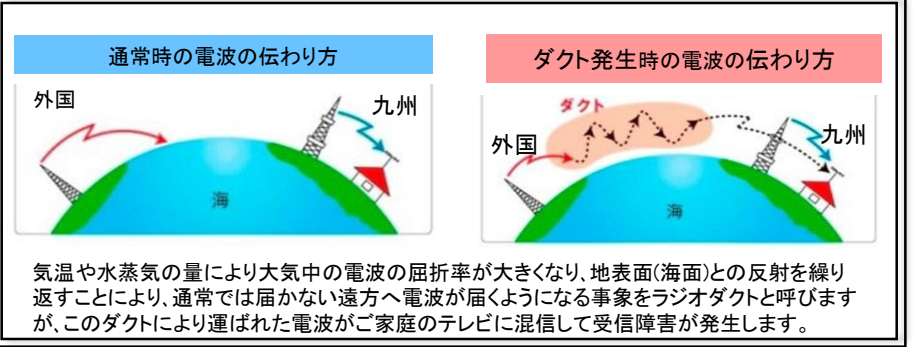


- 救済方法
- ①中継ルート等を遮蔽しない位置に風車を建設
 - ②有線共聴（ケーブル）
風車の遮断を受けない場所に（共同）受信アンテナを設置し、障害を受けている家庭にケーブル伝送
 - ③無線共聴（ギャップフィラー）
風車の遮断を受けない場所で受信し、障害を受けている家庭の近くで再送信

外国波による受信障害



- デジタル混信対策事業費（外国波混信）補助率：10/10
- 救済方法
- ①放送施設の改修（チャンネル変更等）
 - ②受信者側の施設改修工事等



3 放送の良好な受信環境の確保

(2)AM放送のFM補完や難聴解消のための中継局整備支援

ラジオは国民生活に密着した重要な情報収集ツールであり、災害発生時の生命・財産の確保に必要な情報収集に大きな役割を果たします。そのため、多発する災害への対策や外国波混信等による難聴対策を推進するため、周波数割当計画に基づく周波数の有効利用の一環として、FM放送(76.1～94.9MHz)によるAM放送の補完放送の推進等に取り組みます。また、難聴解消のために中継局の整備を実施する放送事業者や地方公共団体を支援します。

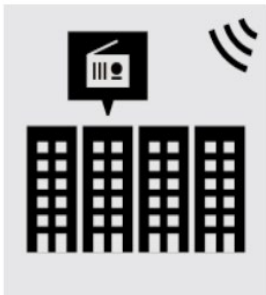
FM補完放送(ワイドFM)の特徴



臨場感あふれるFMステレオ放送！



FMの電波だから、音がクリア！



高いビルやマンションでも聴ける！



ビル等に囲まれた場所でも！
建築物の影響で受信環境が悪くても大丈夫



外電波からの混信回避も！
外電波と異なるFM電波で改善



放送局が遠い山間部でも！
電波が届きにくい地域の受信環境を改善

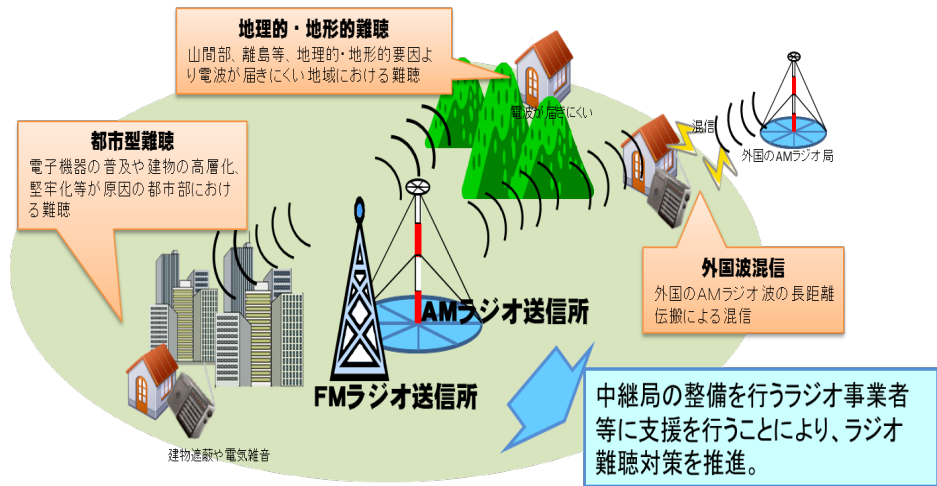


海岸部の、災害時でも！
アンテナが高い場所にあるから安心

管内AM放送事業者7社ともFM補完放送を実施(放送中)

民放ラジオ難聴解消事業の概要

- 事業主体 民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
- 事業スキーム 補助事業、周知広報(請負)、調査研究(請負)
- 補助対象 難聴対策としての中継局整備
- 補助率 地理的・地形的難聴: 2/3、外国波混信: 2/3、都市型難聴: 1/2
- 計画年度 平成26年度～



3 放送の良好な受信環境の確保

(3)テレビ・ラジオの受信障害防止の周知啓発及び受信障害相談対応

テレビ・ラジオ放送の良好な受信環境の確保等を目的に、「九州受信環境クリーン協議会」とともに、例年10月1日から31日までを「受信環境クリーン月間」として受信障害防止キャンペーンを集中的に実施しています。その一環として、中学生を対象とした「受信環境クリーン図案コンクール」や受信相談会等の周知啓発活動を通して受信障害の防止を推進します。

また、受信相談窓口を設置し、改善策のアドバイスや、必要に応じて受信状況の現地調査を行い、難視聴解消に取り組めます。

受信環境クリーン図案コンクール

毎年全国の中学生を対象として図案コンクールを開催しており、令和5年度(第56回)は、全国211校から1,587点の応募があり、総務大臣賞などの入賞作品が選ばれました。入賞作品は、ポスター、各種広告等に活用されています。

なお九州管内では、35校から443点の応募がありました。



中央協議会会長賞作品(九州)



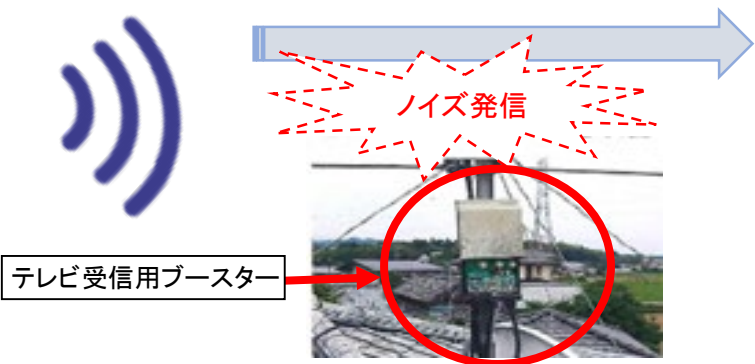
受信環境クリーンフェアでの展示(熊本市)

受信障害の相談事例

良好な放送受信環境の確保のため、視聴者からの相談に対応しています。



テレビ放送送信所



【担当:放送課 096-326-7871】



テレビ受信設備

3 放送の良好な受信環境の確保
(4) 辺地共聴施設の設備更新等への支援

近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等を支援します。なお、令和5年度補正予算から山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設単独での光化等も対象となるよう、支援範囲が拡充されています。

【辺地共聴施設整備支援事業】

○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)
※辺地共聴施設の耐災害性強化の場合は第三セクターは対象外

○ 補助対象地域

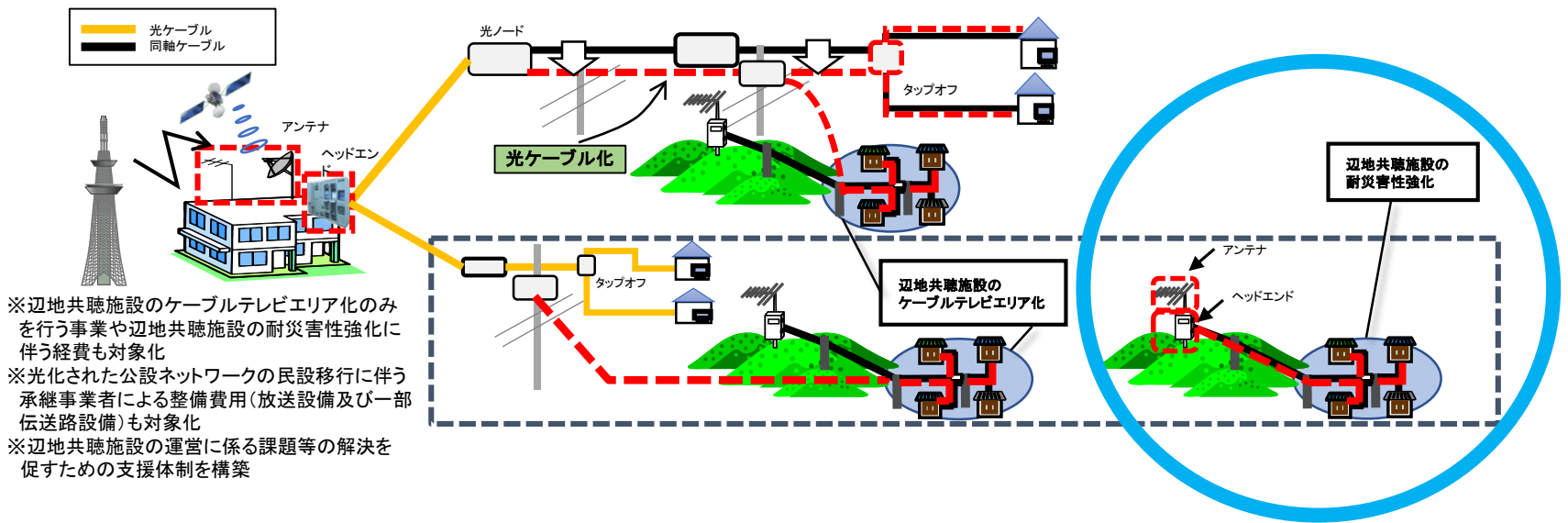
- 以下の①～③のいずれも満たす地域
- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
 - ②条件不利地域
 - ③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

○ 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2
※財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1/3
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3
- (2)第三セクター(承継事業者) : 1/3

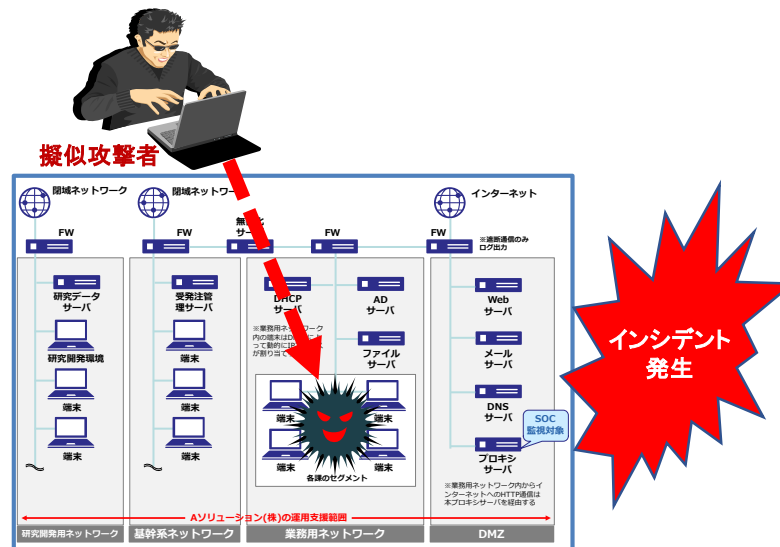
○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※光化と同時に辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。



4 サイバーセキュリティ対策の推進
(1)サイバーセキュリティ人材の育成

社会経済活動を支える情報通信ネットワークの安全を確保し、サイバー空間を利用する全ての国民のサイバーセキュリティを確保するため、地方公共団体や重要社会基盤事業者等に対し、実践的サイバー防御演習(CYDER)の参加拡大に取り組めます。



企業・自治体の社内LANや端末を再現した環境で演習を実施

CYDER演習風景: Aコース

①オリエンテーション

②演習フロー説明

③インシデント発生～事実確認

④チューターによるサポート

⑤マルウェア挙動調査

⑥グループワーク

⑦発表

⑧報告書作成

⑨確認テスト

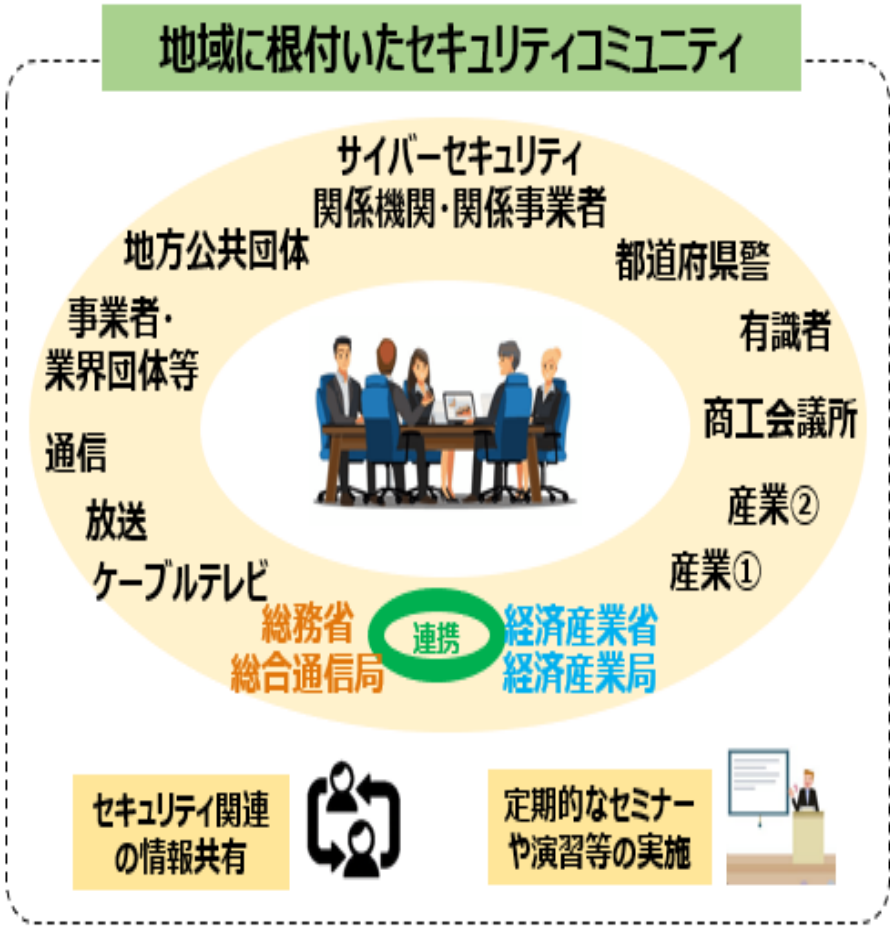
Point !

CYDER受講者は、チーム単位で演習に参加。組織のネットワーク環境を模した大規模仮想LAN環境下で、実機の操作を伴って、外部のセキュリティ事業者の支援を受けることを前提としてサイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験。

実施計画(予定)	コース名	演習方法	レベル	受講想定者(習得内容)	受講想定組織	開催地	開催回数	実施時期
	A	集合演習	初級	システムに携わり始めた者 (事案発生時の対応の流れ)	全組織共通	47都道府県	64回	7月～翌年1月
	B-1		中級	システム管理者・運用者 (主体的な事案対応・セキュリティ管理)	地方公共団体	全国11地域	20回	10月～翌年1月
	B-2				地方公共団体以外	東京・大阪・名古屋	13回	翌年1月
	C		準上級	セキュリティ専門担当者 (高度なセキュリティ技術)	全組織共通	東京	3回	11月～翌年1月
オンライン入門 プレCYDER	オンライン 演習	入門	入門	システムに携わり始めた者 (事案発生時の対応の流れ)	全組織共通	(受講者職場等)	随時	5/16～7/14
			-	システムに携わり始めたばかりの者 (前提知識、基礎的な事項)	国の機関等、地方公共団体			翌年1月～2月

4 サイバーセキュリティ対策の推進
(2)サイバーセキュリティに関する普及啓発

地域のセキュリティコミュニティ(地域SECURITY)と連携し、企業・地方公共団体等におけるセキュリティ意識の啓発・対応能力向上のためのセミナーやサイバーインシデント演習に取り組みます。



開催

- 各種セミナー
- サイバーインシデント演習

Point !
サイバーセキュリティ意識の
啓発・対応能力向上に繋げる



《サイバーインシデント演習in博多》

Ⅲ ICT活用による防災・減災対策の強化

災害時における通信の早期復旧や臨時的な通信の確保に向けた支援を強化するとともに、放送インフラの強靱化と災害発生時の早期復旧を支援します。

また、近年頻発化・激甚化している豪雨災害や近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の災害の発生に備えて、情報伝達手段の多様化・多重化・高度化を推進します。

1 災害時における支援の強化

避難・救援・復旧活動等に必要不可欠な通信を確保するために、被災地へのリエゾン派遣、通信機器の貸与等の災害対策支援を強化します。

また、災害の発生に備えて、平時から非常通信体制の確保や関係機関との連携を強化します。

2 災害に強い放送インフラの強靱化

放送は、災害発生時に被災状況や避難情報など、生命・財産の安全確保に不可欠な情報を広く提供できるインフラであることから、災害発生時に重要な情報を確実に伝達できるよう放送ネットワークの強靱化と耐災害性強化を推進します。

また、災害発生の際に放送設備の被害状況をいち早く把握するとともに、設備等の復旧が迅速に行われるよう、各種支援制度の活用を提案し、被災した自治体等の早期復旧に向けた取組を支援します。

3 情報伝達手段の多様化・多重化・高度化

地域住民に避難指示や生活支援等に関する情報を確実に伝達できるよう、複数の情報伝達システムの整備や、多様なメディアを通じて緊急性の高い情報を迅速かつ確実に伝える、「Lアラート」の利活用を促進します。

また、市町村から住民への基本的な情報伝達手段であるデジタル防災行政無線の整備を推進します。

さらに、総務省補助事業により整備された伝送路設備等が、災害等により被災した場合に市町村等が復旧する際の事業を支援します。

1 災害時における支援の強化

(1) MIC-TEAMの派遣及び災害対策用機材の貸与

地方公共団体の災害対策本部等に「総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)」を中核としたリエゾンを派遣して、通信・放送の被災状況を把握し、早期復旧に向けた関係機関との連絡調整を行います。

また、通信の臨時的な確保のために、地方公共団体等に対して移動通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車等の貸与を行います。

《MIC-TEAMの派遣》

リエゾン派遣による支援

- ・関係行政機関や事業者等との連絡調整
- ・被災した地方公共団体への技術的助言
- ・移動通信機器の貸与の手配
- ・移動電源車等の貸与の手配
- ・臨時災害放送局の開設支援



《移動電源車等の貸与》



移動電源車



可搬型発電機
(ガソリンタイプ)



可搬型発電機
(プロパンガスタイプ)

《移動通信機器の貸与》



衛星携帯電話

簡易無線

MCA無線



ICTユニット

《臨時災害放送局用機器の貸与》



住民等に災害関連情報を伝えるためにラジオ放送を行おうとする地方公共団体に対して、臨時災害放送局用機器を貸与するとともに、放送局の開設を支援します。

1 災害時における支援の強化

(2)災害に備えた関係機関との連絡・連携体制の維持・情報共有

災害時の対応を円滑に実施するために、平時から電気通信事業者・地方公共団体・自衛隊等の防災関係機関との情報共有・意見交換や防災訓練等を実施して、連携強化を図ります。

《災害時を想定した連携訓練》



陸上自衛隊・通信事業者との共同訓練



県総合防災訓練における移動電源車の展示

《九州電気通信事業者連絡会の開催》

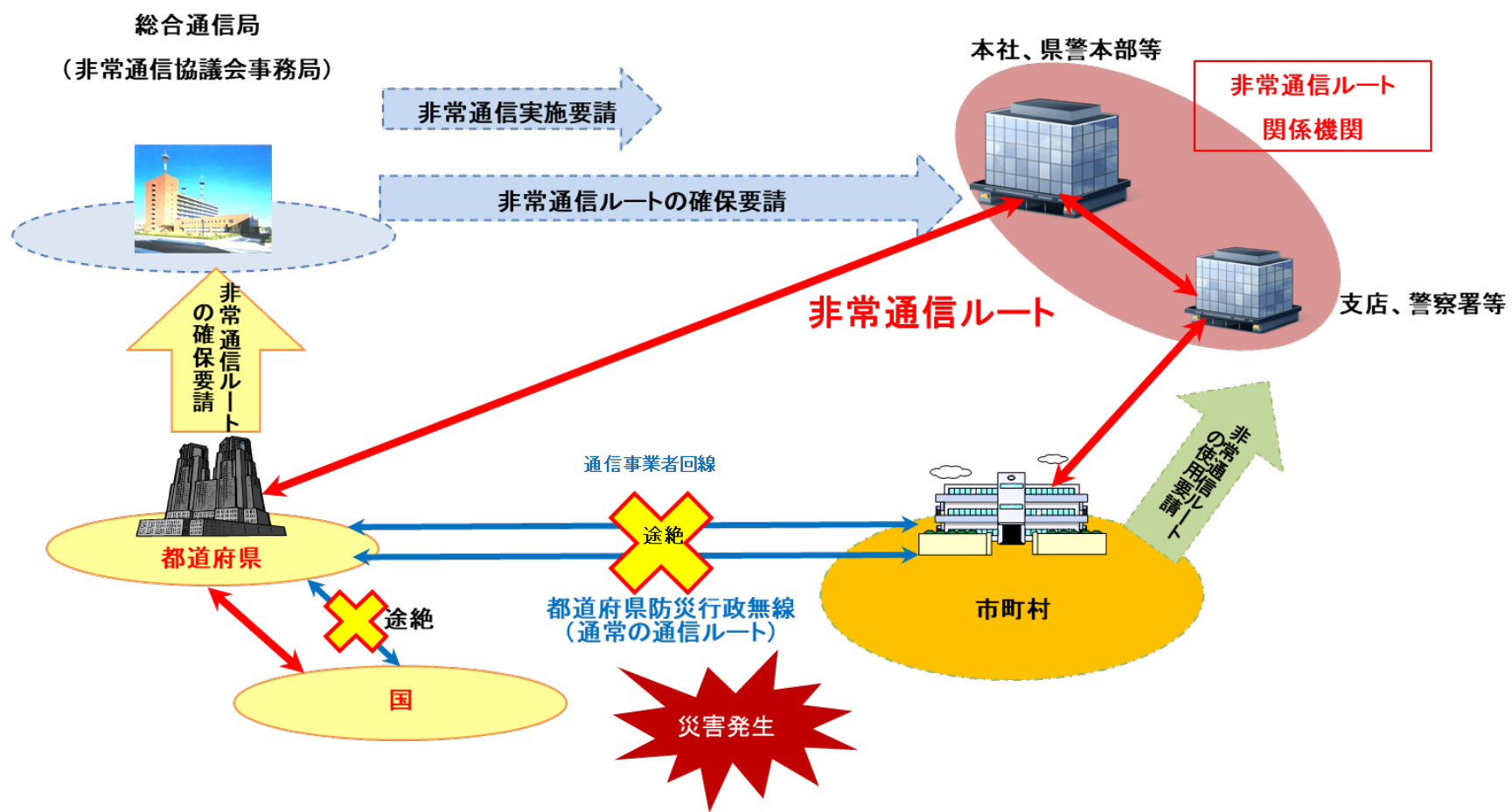
総務本省が設置する「大規模災害時における通信サービスの確保に関する連絡会」の地方連絡会として年2回、定期的を開催しています。
当局及び九州管内においてサービス提供を行う指定公共機関等の主な電気通信事業者で、災害対応等にかかる情報共有・意見交換を実施しています。



九州電気通信事業者連絡会模様

1 災害時における支援の強化
(3)災害時の非常通信体制の確保

災害時における人命救助・災害救護等に必要な通信を確保するための非常通信ルートを実定するとともに、発災時に備え、非常通信ルートによる非常通信訓練を年間を通じて実施します。



2 災害に強い放送インフラの強靱化

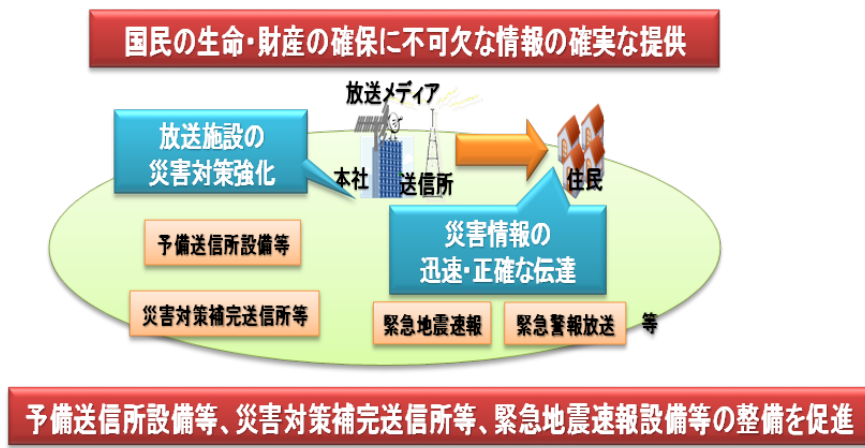
(1)災害対策補完送信所など放送ネットワークの強靱化の促進

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化と耐災害性強化を実現します。

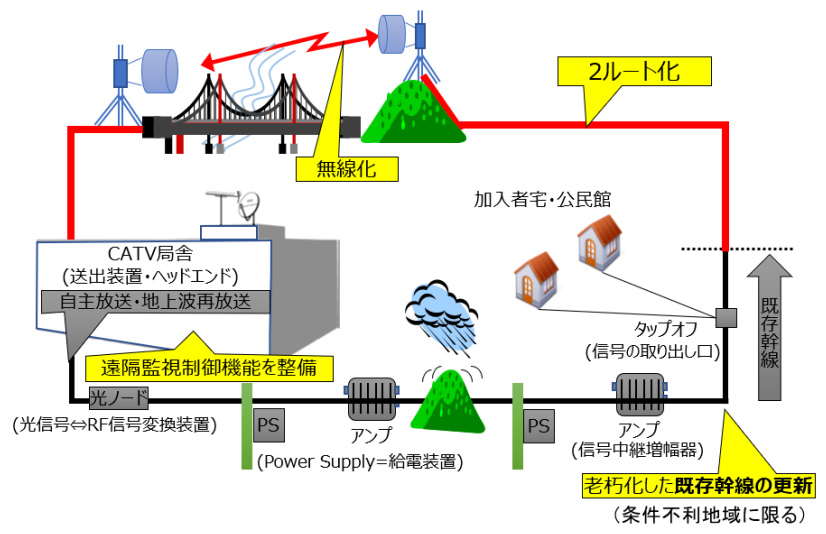
- ① 地上基幹放送ネットワーク整備事業(ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備)
- ② 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業(ケーブルテレビ幹線の2ルート化等)

○事業主体	地方公共団体、第三セクター（②についてはこれらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む）、地上基幹放送事業者等（①に限る）
○事業スキーム	補助事業
○補助対象	①送受信設備、送受信アンテナ、緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備等 ②伝送路設備、光ファイバケーブル、送受信設備等
○補助率	地方公共団体(承継事業者)：1/2、第三セクター(承継事業者)：1/3、地上基幹放送事業者等：1/3
○計画年度	平成27年度～

【①地上基幹放送ネットワーク整備事業】



【②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業】



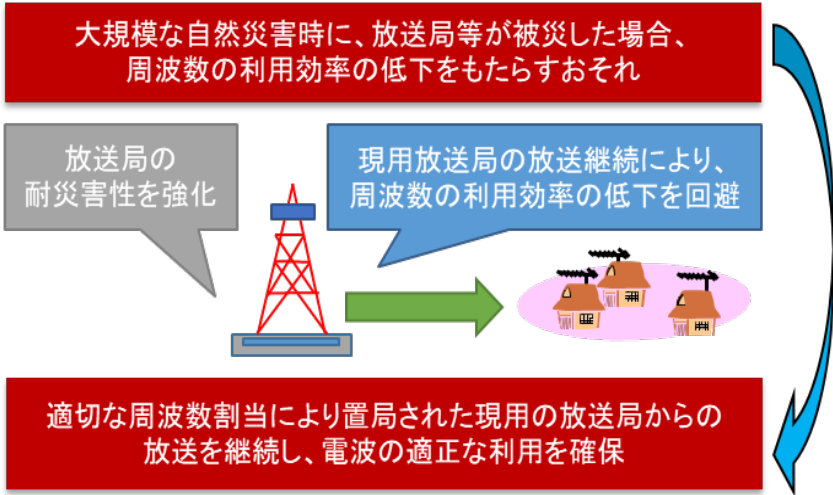
2 災害に強い放送インフラの強靱化

(2)停電対策など地上基幹放送等の放送継続に向けた耐災害性の強化

大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送の放送局の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の一部を補助することにより、電波の適正な利用を確保します。

【無線システム普及支援事業】

○事業主体	地上基幹放送事業者等、地方公共団体等
○事業スキーム	補助事業
○補助対象	①停電対策、②予備設備の整備
○補助率	地方公共団体等：1/2、地上基幹放送事業者等：1/3 受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村：2/3
○計画年度	令和元年度～



2 災害に強い放送インフラの強靱化

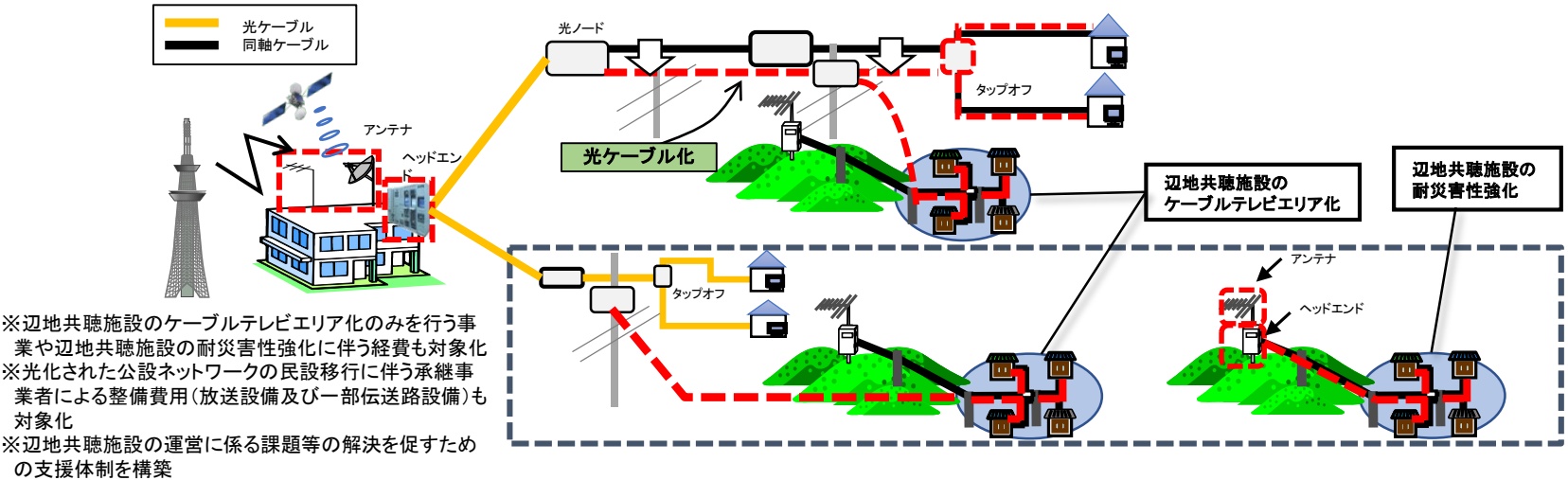
(3)ケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化

近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等を支援します。なお、令和5年度補正予算から山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設単独での光化等も対象となるよう支援範囲が拡充されています。

また、激甚災害等の発生によりケーブルテレビネットワークが被災した際に、被災情報や避難情報等、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段を確保するため、復旧事業を行う自治体や第三セクター法人によるネットワークの光化及び送受信設備等の整備を支援します。

【①ケーブルテレビ光化等整備支援事業】

- 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)
- 補助対象地域
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域
- 補助率
(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2
※財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1/3
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3
(2)第三セクター(承継事業者) : 1/3
- 補助対象経費(下図の赤点線部分)
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。



【担当:有線放送課 096-326-7876】

【②ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業】

○ 事業実施主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

○ 補助対象

激甚災害に指定された災害等によりケーブルテレビ施設の被害を受けた市町村、市町村の連携主体又は第三セクター(承継事業者を含む。)

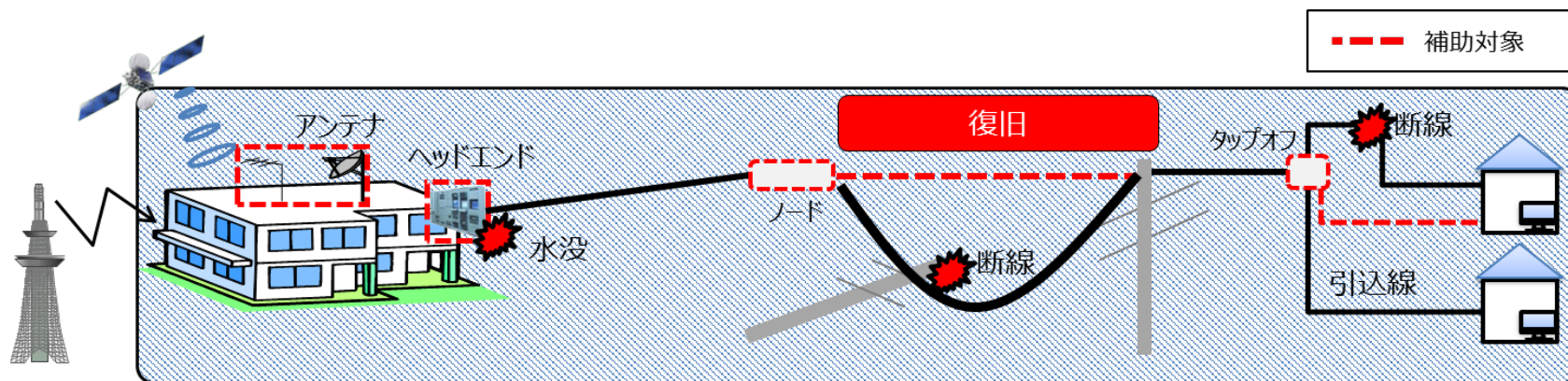
※地理的に条件不利な地域(過疎地域、辺地、離島、半島、特定農山村、振興山村)であって、総務省が過去に補助をしたケーブルテレビ施設

○ 補助率

1/2

○ 補助対象経費

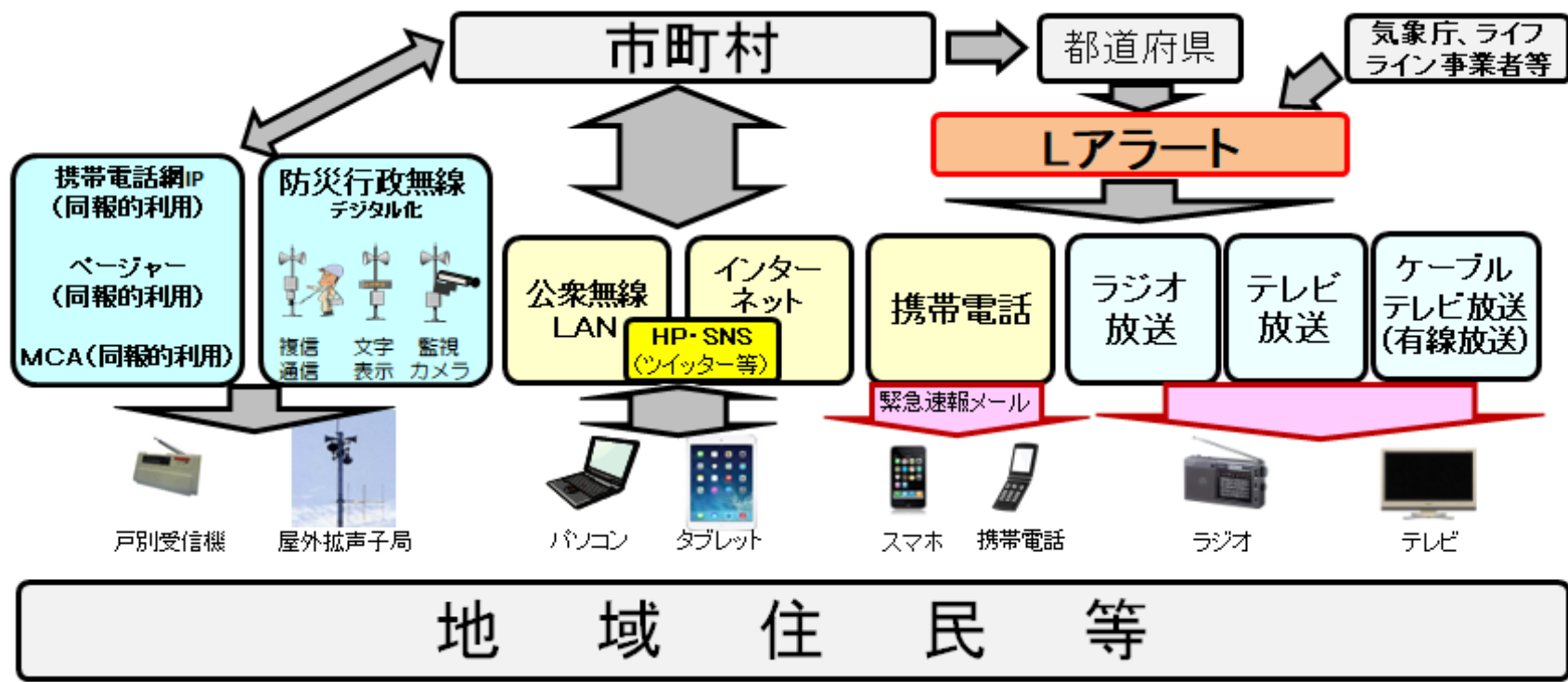
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等



3 情報伝達手段の多様化・多重化・高度化
(1)多様な災害情報伝達システムの整備促進

地域住民に災害関連情報を伝達する手段として、災害に強く信頼性に優れた防災行政無線を基本としつつ、地域の実情に応じて、緊急速報メール、SNS等の導入による多様化・多重化を促進します。

また、地方公共団体等が発信した情報をテレビ・ラジオ等のメディアに一齐配信するLアラート(災害情報共有システム)の円滑な利活用を推進します。



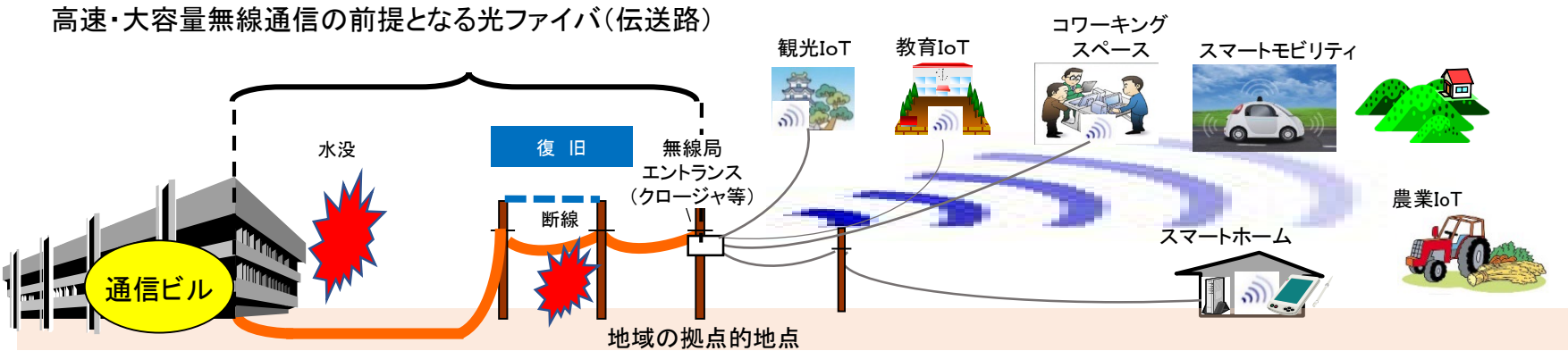
3 情報伝達手段の多様化・多重化・高度化
(2)高度無線環境整備推進事業(伝送用専用線設備復旧事業)

総務省の補助事業により整備した伝送設備等が災害等により被災した場合、市町村等が復旧する際の事業を支援します。

災害復旧枠の事業概要

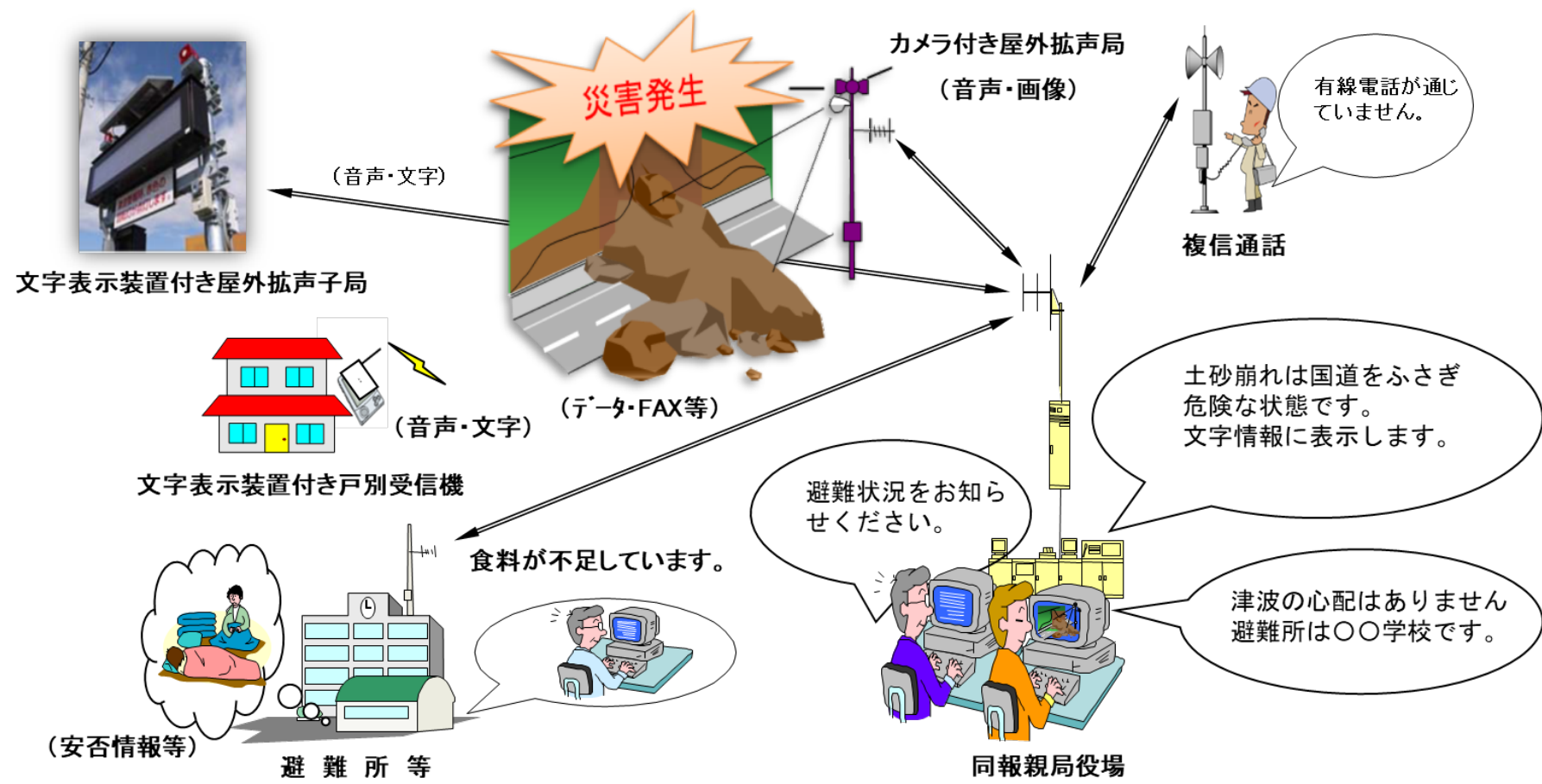
- 事業主体：自治体、第3セクター
- 対象地域：地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島等)
- 補助対象：伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
- 補助率：1/2(離島:2/3)

- 九州管内の支援状況
- 令和4年度(伝送路専用線設備復旧事業)
 - ・熊本県山江村(現状復旧)
 - 令和3年度(伝送路専用線設備復旧事業)
 - ・熊本県山江村(現状復旧)
 - 令和2年度(伝送路専用線設備復旧事業)
 - ・熊本県球磨村(現状復旧)
 - ・熊本県山江村(現状復旧)
 - 令和2年度(共聴施設復旧事業)
 - ・熊本県芦北町(現状復旧)



3 情報伝達手段の多様化・多重化・高度化
(3)防災情報伝達の整備促進

発災時の情報伝達に有効な手段の整備促進を図るとともに、デジタル防災行政無線を推進します。また、既設デジタル 同報系を保有する地方公共団体の更改の移行計画に対してフォローを行っていきます。



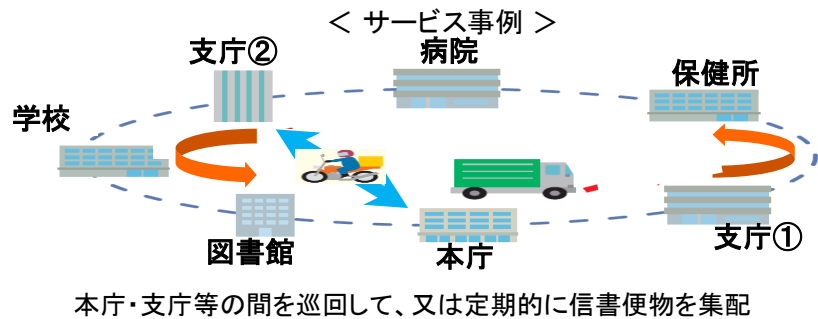
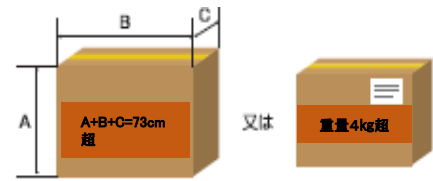
特定信書便事業の概要

特定信書便事業は、大きさや配達する地域、時間など特定のサービスに限定して信書(※)(信書と同封される信書以外のものを含む)を配達する事業で、総務大臣の許可が必要です。

※信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書のことです。

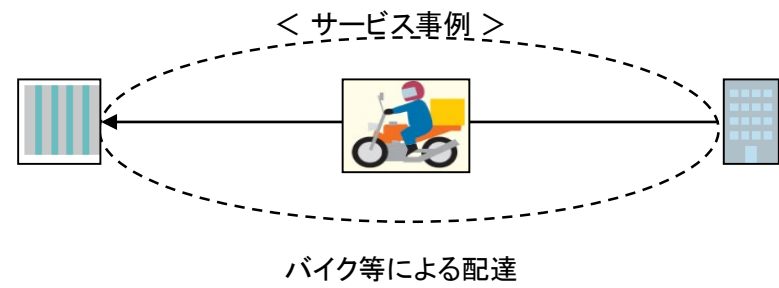
[1号役務(大型信書便役務)]

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達



[2号役務(3時間役務)]

信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達



[3号役務(高付加価値役務)]

1通の料金の額が800円を超える信書便物を送達



九州総合通信局の概要

九州総合通信局は、情報通信行政を所掌する総務省の地方支分部局として、以下のような業務を担っています。

九州総合通信局長



主な相談窓口

◇情報公開に関すること	096-326-7328	総務部企画課
◇電波利用料に関すること	096-326-7805	総務部財務課
◇信書便事業に関すること	096-326-7847	信書便監理室
◇電気通信サービスに関すること(電話、インターネットのトラブル等)	096-326-7862	情報通信部 電気通信事業課
◇産学官の連携施策の推進に関すること	096-326-7316	情報通信部 情報通信連携推進課
◇地域情報化に関すること	096-326-7827	情報通信部 情報通信振興課
◇テレビ・ラジオの受信障害に関すること	096-326-7873	受信障害対策官
◇地上テレビ・ラジオ放送に関すること	096-326-7874	放送部 放送課
◇ケーブルテレビに関すること	096-326-7878	放送部 有線放送課
◇無線従事者に関すること	096-326-7846	無線通信部 航空海上課
◇電波伝搬障害防止制度に関すること(高層建築物を建築予定の方等)	096-326-7859	無線通信部 陸上課
◇アマチュア無線局に関すること	096-326-7865	無線通信部 陸上課
◇電子機器又は人体に対する電磁波の影響等に関すること	096-312-8255	電波監理部 電波利用環境課
◇無線局への混信・障害に関すること	096-312-8262	電波監理部 監視調査課
◇不法無線局の情報に関すること	096-312-8276	電波監理部 監視調査課
◇防災、減災に関すること	096-326-7334	防災対策推進室
◇サイバーセキュリティに関すること	096-326-7848	サイバーセキュリティ室
◇総合通信相談所(情報通信行政全般)	096-326-7819	総合通信相談所

総務省 九州総合通信局

〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1

《問い合わせ先》

九州総合通信局 総務部 企画課

TEL 096-326-7852

E-mail q-seisaku@soumu.go.jp

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/index.html>